

個別損害認定表

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難時期	避難先	備考		
1	1-1	50歳 (1-2~4の避難開始時)	福島県福島市	自主避難	平成24年6月	札幌市			
	1-2	37歳 (避難開始時)	福島県福島市	自主避難	平成23年3月	札幌市			
	1-3	9歳 (避難開始時)	福島県福島市	自主避難	平成23年3月	札幌市			
	1-4	6歳 (避難開始時)	福島県福島市	自主避難	平成23年3月	札幌市			
避難の相当性	<p>1-1~4は、本件事故当時、福島県福島市に4人で居住していた。1-2~4は、平成23年3月27日、福島県福島市から、栃木県那須塩原市までは自家用車で、同市から岡山県総社市までは鉄道で移動して、親戚方に避難した（以下、この表において「本件避難」という。）。1-1~4は、札幌市への移住を決め、平成24年3月27日、自家用車及びフェリーで、岡山県総社市から札幌市へと移動した。1-1は、同年4月4日、福島県福島市の自宅へ戻り、同年6月30日、札幌市へと転居した（甲個1の1〔4, 12, 15〕、1-1本人〔11, 12, 17~19〕）。</p> <p>本件避難は、事故直後のものであるから、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。これに対し、1-1は、同年3月27日、1-2~4を栃木県那須塩原市まで送り届けているが、これは避難とは認められない。そして、1-1~4によるその後の移動は全て避難の相当性が認められる同年12月31日より後のものであるから、これが避難に当たるものであっても、避難開始の相当性は認められない。</p>								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯)	損害認定の判断理由				原告番号 1-1	原告番号 1-2	原告番号 1-3	原告番号 1-4
避難交通費	¥237,000	1-2~4は、福島県から岡山県まで鉄道等で避難しているから（甲個1の1〔12〕）、その他交通機関で移動した場合の交通費として1-2につき2万9000円、1-3, 4につき各1万4500円を認める。				¥0	¥29,000	¥14,500	¥14,500
宿泊費	¥48,000	原告が主張する平成24年3月27日の避難時の宿泊は、避難継続の相当性が認められる平成23年12月31日より後の宿泊であり、本件事故との相当因果関係が認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥342,910	本件避難の際、1-2~4は親戚方に避難しており、転居費用や家財道具費用を要したとは認められない（甲個1の1〔15, 18〕）。				¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,447,900					¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,460,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥627,640	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	
就労不能損害	¥10,247,293	1-1については、避難の相当性が認められる平成23年12月31日までの間に避難を開始しておらず、同日までに就労不能損害が生じたとは認められない。 1-2は平成23年5月に勤務先を退職し、その後一時的なアルバイトを除いては、就労できなかったものと認められ（甲個1の1〔19〕）、本件事故の前年である平成22年の年収と平成23年の年収との差額147万9281円（甲個1の4の1, 2）については、本件事故により就労できなかったことによる損害と認める。これに対し、平成24年以降の損害については、避難継続の相当性が認められる平成23年12月31日より後に生じたものであるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。				¥0	¥1,479,281	¥0	¥0
転職費用	¥74,334	1-1は、避難の相当性が認められる平成23年12月31日までの間に避難をしておらず、その後の避難に伴い転職しているものの、その費用を本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。 1-2は、本件事故当時、NPO法人に勤めていたところ、本件避難に伴い平成23年5月に退職したことが認められるものの（甲個1の1〔8, 19〕）、その後平成25年頃に1-1が設立した会社の従業員として就職していることからすれば（甲個1の1〔23〕）、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥960,000	1-2~4が避難を開始した平成23年3月27日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日の約9か月間、1-1と1-2~4とが別居し世帯分離が生じていたから、1か月当たり2万円（合計18万円）を1-1の損害と認める。				¥180,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥666,000	1-2が平成23年5月及び同年12月に各1回、自家用車以外の手段で、岡山県から福島県に一時帰宅をしたものと認められ（弁論の全趣旨）、1回当たり5万8000円（合計11万6000円）を損害と認める。				¥0	¥116,000	¥0	¥0

個別損害認定表

面会費用	¥804,000	①1-1は、平成23年4月、自家用車で福島県から岡山県に移動して1-3, 4と面会したこと、②1-1は、平成23年6月、自家用車以外の手段で福島県から岡山県に移動して1-3, 4と面会したこと、③1-3, 4は、平成23年7月、自家用車で岡山県から高知県に移動して1-1と面会し、有償宿泊を1泊したこと、④1-3, 4は、平成23年9月、自家用車で岡山県から京都府に移動して1-1と面会し、有償宿泊を1泊したこと、⑤1-1は、平成23年10月、自家用車以外の手段で大阪府から岡山県に移動して1-3, 4と面会したこと、⑥1-3, 4は、平成23年11月、自家用車で岡山県から兵庫県に移動して1-1と面会し、有償宿泊を1泊したこと、⑦1-1は、平成23年12月、自家用車以外の手段で福島県から岡山県に移動して1-3, 4と面会したことが認められる（弁論の全趣旨）。上記①～⑦の面会は、いずれも相当性が認められるから、その交通費及び宿泊費については、①の交通費3万9000円（原告は片道分のみを主張）、②の交通費2万9000円×2、③の交通費1万円×2、④の交通費1万1000円×2、⑤の交通費1万2000円×2、⑥の交通費7000円×2、⑦の交通費2万9000円×2の限度で、1-1に生じた本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。なお、③、④、⑥の交通費については、1-1の移動ではないが、1-1の滞在先に1-3, 4が面会に向かったとの事情等を考慮すれば、1-1に生じた本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。一方、③、④、⑥の有償宿泊については、避難先以外の場所で面会したことにより発生した損害であるから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。 また、1-2の移動は1-3, 4との面会を目的とするものではないから、面会費用は認められない。また、平成24年1月以降の面会費用については、避難継続の相当性が認められる期間経過後のものであるから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。	¥235,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥56,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥730,000	医療費については、避難継続の相当性が認められる平成23年12月31日より後に支出されたものであるから、本件事故との相当因果関係がない。岡山県総社市の親戚宅に支払った謝礼（甲個1の1〔19〕）については、平成23年3月27日から同年12月31日までの約9か月間につき、1か月当たり3万円（合計27万円）を本件事故と相当因果関係のある1-1の損害と認める。1-3, 4の民宿への滞在費2万円は、1-2が平成23年12月に福島県に一時帰宅する際に生じたものと認められ（弁論の全趣旨）、本件事故と相当因果関係のある1-1の損害と認める。民宿に対する支援企画への謝礼は、本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。	¥290,000	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥71,431,077		¥1,005,000	¥1,924,281	¥314,500	¥314,500
既払額			¥4,720,330	¥1,270,034	¥680,000	¥680,000
損害額合計	¥60,000,000		¥-3,715,330	¥654,247	¥-365,500	¥-365,500
弁護士費用	¥6,000,000		¥-371,533	¥65,424	¥-36,550	¥-36,550
認容額			¥-4,086,863	¥719,671	¥-402,050	¥-402,050

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難時期	避難先	備考
2	2-1	31歳（避難開始時）	福島県郡山市	自主避難	平成23年4月	北海道北見市	
避難の相当性	2-1は、平成23年4月10日、福島県郡山市から北海道北見市まで自家用車とフェリーで避難した（甲個2の1〔2, 3〕）。これは事故直後の避難であるから、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由					原告番号 2-1
避難交通費	¥136,000	2-1は、平成23年4月10日に福島県郡山市から北海道北見市へ転居しているが、これは転勤によるものであって、本件事故と相当因果関係のある避難交通費を要したとは認められない。					¥0
宿泊費	¥48,000	避難に際し有償宿泊したとの具体的な主張立証がない。					¥0
転居費用	¥159,000	15万円を損害と認める。					¥150,000
家財道具費用	¥11,366,800						
食費	¥1,095,000						¥0
住居費	¥0						¥0
気候対応費用	¥798,700						¥0
就労不能損害	¥12,353,538	2-1に就労不能損害が生じたとは認められない。					¥0
転職費用	¥37,167	2-1は、平成25年に転職しているが（甲個2の1）、避難継続の相当性が認められる平成23年12月31日から1年以上過ぎており、この転職に伴う費用を本件事故と相当因果関係ある損害と認めることはできない。					¥0
二重生活費用	¥180,000	2-1は、避難継続の相当性が認められる平成23年12月31日までの間に世帯分離をしておらず、二重生活費用を要したとは認められない。					¥0
通信費	¥730,000						¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	2-1に一時帰宅費用が生じたとは認められない。					¥0
面会費用	¥52,000	2-1に面会費用が生じたとは認められない。					¥0
検査費用	¥0						¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。					¥0
慰謝料	¥10,000,000	30万円を損害と認める。					¥300,000
合計額	¥40,289,725						¥450,000
既払額							¥120,000
損害額合計	¥15,000,000						¥330,000
弁護士費用	¥1,500,000						¥33,000
認容額							¥363,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
3	3-1	34歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	3-2	33歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	3-3	5歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	3-4	3歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	3-5	0歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
避難の相当性	3-2, 5は, 平成23年7月上旬, 自家用車以外の手段で福島県郡山市から札幌市まで避難した。3-3, 4は, その翌日に, 自家用車で福島県郡山市から札幌市まで避難した。3-1は, 平成23年8月上旬, 自家用車以外の手段で福島県郡山市から札幌市まで避難した(甲個3の1[6, 7])。3-1~5の避難は, 避難開始の相当性が認められ, 避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 3-1	原告番号 3-2	原告番号 3-3	原告番号 3-4	原告番号 3-5
避難交通費	¥128,000	上記避難経路に鑑みれば, 避難に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として, 福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として, 3-1, 2に各4万1000円を, 3-3, 4に各2万0500円を認める。3-5は, 避難当時0歳であるから, 交通費を要したものと認められない。				¥41,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500	¥0
宿泊費	¥36,000	避難に際し有償宿泊したとの具体的な主張立証がない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を3-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	住居費の増加があったことについての具体的な主張立証がない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	3-1が転職費用を要したとは認められない(甲個3の1[8])。3-2は, 避難前, パート従業員として稼働していたところ, 避難後は派遣社員として稼働していることが認められるから(甲個3の1[4, 8])転職費用を要したものと認め, 1万円を損害と認める。				¥0	¥10,000	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	3-1と3-2~5の世帯分離が1か月間生じていたものと認められるから, 2万円を3-1の損害と認める。				¥20,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	3-1~5が一時帰宅をしたとは認められない(甲個3の1[8])。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	3-1と3-2~5の世帯分離が1か月間生じていたものと認められるから, 8万2000円を3-1の損害と認める。				¥82,000	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥76,804,567					¥443,000	¥651,000	¥320,500	¥320,500	¥300,000
既払額						¥120,000	¥640,000	¥720,000	¥720,000	¥720,000
損害額合計	¥75,000,000					¥323,000	¥11,000	¥-399,500	¥-399,500	¥-420,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥32,300	¥1,100	¥-39,950	¥-39,950	¥-42,000
認容額						¥355,300	¥12,100	¥-439,450	¥-439,450	¥-462,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
4	4-1	42歳 (平成23年6月の避難時)	福島県いわき市	自主避難	札幌市			
	4-2	4歳 (平成23年10月の避難時)	福島県いわき市	自主避難	札幌市			
	4-3	4歳 (平成23年10月の避難時)	福島県いわき市	自主避難	札幌市			
避難の相当性	4-1～3は、平成23年3月17日、自家用車以外の手段で、福島県いわき市から、4-1の実家のある神奈川県厚木市に避難した。4-2,3はそのまま実家での滞在を継続したが、4-1は、同月末、いわき市に戻り、同年6月17日、いわき市から札幌市へと避難した。4-2,3は、同年10月18日、厚木市から札幌市へと避難した (甲個4の1 [8, 11, 12], 4-1本人 [1, 2])。4-1～4-3の避難は、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 4-1	原告番号 4-2	原告番号 4-3
避難交通費	¥104,000	4-1は、①平成23年3月、自家用車以外の手段で、福島県から神奈川県に避難し、再び福島県に戻り、②同年6月、福島県から北海道に避難しているから (甲個4の1 [8, 11, 12])、避難交通費として、①につき1万5000円×2、②につき4万1000円を損害と認める。 4-2,3は、①平成23年3月に自家用車以外の手段で福島県から神奈川県に避難し、②同年10月に自家用車以外の手段で神奈川県から北海道に避難したと認められるから (甲個4の1 [8, 11, 12])、避難交通費として、①につき各7500円、②につき各1万5500円を損害と認める。				¥71,000	¥23,000	¥23,000
宿泊費	¥24,000	4-1は、平成23年6月17日、札幌市に避難する際、いわき市内のホテルに1泊したと認められ (甲個4の1 [11])、宿泊費として1万円を損害と認める。				¥10,000	¥0	¥0
転居費用	¥150,000	30万円を4-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700							
食費	¥1,050,000							
住居費	¥1,763,000	札幌では雇用促進住宅に居住し、家賃は平成28年頃まで賃料は掛からなかった (甲個4の1 [12], 4-1本人 [22, 23]) から住居費の増加があったとは認められない。				¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	4-1は、平成23年6月頃、勤務先を退職して札幌市に避難したものの、フルタイムで働ける条件の仕事がなかなか見つからなかったこと、平成22年の年収は428万8224円であったのに対し、平成23年の年収は226万4546円まで減額したことが認められ (甲個4の1 [5, 14], 4の2の1, 2)、その差額202万3678円は本件事故と相当因果関係のある就労不能損害と認める。これに対し、平成24年以降の減収については、避難継続の相当性が認められる期間の経過後に生じたものであって、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。				¥2,023,678	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	4-1は平成23年10月以降就職活動をしている (甲個4の1 [14]) から、1万円を4-1の損害と認める。				¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	4-1と4-2,3は約7か月間にわたり世帯分離をしていたと認められ、1か月当たり2万円 (合計14万円) を4-1の損害と認める。				¥140,000	¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	4-1は、平成23年6月29日から同月30日にかけて、いわき市に戻っているが、職場へのあいさつのためであり (甲個4の1 [12])、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。4-1～3は、札幌に避難してから上記を除いて一度もいわきには帰っていない (甲個4の1 [15], 4-1本人 [5]) のであるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	支出した検査費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	4-1～3が代表世帯52が主張する開業準備費、面会交通費、借家の修繕費用を負担したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥63,792,169					¥2,854,678	¥323,000	¥323,000
既払額						¥3,032,952	¥320,000	¥320,000
損害額合計	¥45,000,000					¥-178,274	¥3,000	¥3,000
弁護士費用	¥4,500,000					¥-17,827	¥300	¥300
認容額						¥-196,101	¥3,300	¥3,300

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
5	5-1	37歳(避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	函館市				
	5-2	37歳(避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	函館市				
	5-3	10歳(避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	函館市				
	5-4	6歳(避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	函館市				
避難の相当性	5-1~4は、平成23年3月12日避難を開始し、福島県福島市までは自家用車で、同市から北海道千歳市までは飛行機で、同市から北海道函館市までは自家用車で移動して、同市内の5-1の兄宅へと避難し、その後市営住宅へ入居した。5-1は、平成23年5月初旬、経営していた会社の業務のため、南相馬市に戻り、以後、5-2~4とは別居している(甲個5の1〔7~9〕、5-2本人〔1~3, 8〕)。 5-1~4の避難は、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは平成24年8月31日までである。								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 5-1	原告番号 5-2	原告番号 5-3	原告番号 5-4
避難交通費	¥128,000	上記避難経路に鑑みれば、避難に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から北海道へ、5-1についてはこれに加えて北海道から福島県へその他交通機関で移動した場合の交通費として、5-1に8万2000円、5-2につき4万1000円、5-3, 4につき各2万0500円を認める。				¥82,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥36,000	5-1~4は、避難の途中である平成23年3月13日、ホテルに有償宿泊しているから(甲個5の1〔8〕)、5-1, 2につき各1万円、5-3, 4につき各5000円を損害と認める。 一方、5-1~4は、平成23年3月15日から同月31日まで、5-1の兄宅に宿泊しているが、有償宿泊をしたものとは認められない。また、5-1~4は、同年4月1日から函館市内の市営住宅に無償で居住し、5-1は同年5月初旬に南相馬市に戻っている(甲個5の1〔8, 9〕)から、宿泊費が生じたとは認められない。				¥10,000	¥10,000	¥5,000	¥5,000
転居費用	¥0	30万円を5-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700								
食費	¥1,440,000								
住居費	¥1,410,000	5-1は南相馬市の自宅に、5-2~4は函館市の市営住宅に無償で居住しており(甲個5の1〔9〕、5-2本人〔3, 9, 13〕)、住居費が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	5-1, 2が転職費用を要したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	世帯分離が生じた平成23年5月初旬から避難継続の相当性が認められる平成24年8月31日までの1年4か月につき、5-1に1か月当たり2万円(合計32万円)の損害が生じたものと認める。				¥320,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	避難を開始した平成23年3月12日から避難継続の相当性が認められる平成24年8月末日までの1年4か月につき、5回分の一時帰宅費用を5-2~4の損害として認める。その額は、自家用車以外の交通手段の往復交通費として、1回当たり、5-2につき8万2000円(合計41万円)、5-3, 4につき各4万1000円(合計各20万5000円)である。5-1が避難していた期間は平成23年3月12日から同年5月初旬までの3か月にも満たない短期間であるから、一時帰宅費用が発生したとは認められない。				¥0	¥410,000	¥205,000	¥205,000
面会費用	¥2,460,000	世帯分離が生じた平成23年5月初旬から避難継続の相当性が認められる平成24年8月末日までの1年4か月につき、5-1が毎月1回面会のために北海道を訪れていることが認められるが(甲個5の1〔11, 12〕、5-2本人〔3〕)、その間に5-2~4に一時帰宅費用5回分が認められることに照らし、11回分を相当因果関係ある損害と認める。その額は、自家用車以外の交通手段の往復交通費として、1回当たり8万2000円(合計90万2000円)である。				¥902,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	本件事故から避難継続の相当性が認められる平成24年8月31日までの1年6か月につき月額10万円(1人当たり合計180万円)を認める。				¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000
合計額	¥66,804,567					¥3,414,000	¥2,261,000	¥2,030,500	¥2,030,500
既払額						¥8,662,720	¥4,016,520	¥2,967,000	¥2,967,000
損害額合計	¥60,000,000					¥-5,248,720	¥-1,755,520	¥-936,500	¥-936,500
弁護士費用	¥6,000,000					¥-524,872	¥-175,552	¥-93,650	¥-93,650
認容額						¥-5,773,592	¥-1,931,072	¥-1,030,150	¥-1,030,150

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
6	6-1	30歳（平成23年7月の避難時）	福島県伊達市	自主避難	札幌市			
	6-2	30歳（平成23年7月の避難時）	福島県伊達市	自主避難	札幌市			
	6-3					平成25年1月8日誕生（甲個6の1〔1〕）		
避難の相当性	6-1及び6-2は、平成23年7月5日に、福島県伊達市から札幌市に避難した（以下、この表において「本件避難」という。）。なお、6-2は、避難後に6-3を妊娠し、平成25年1月8日に6-3が誕生した（甲個6の1〔1, 8〕、6-1本人〔13, 26〕）。本件避難は相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、平成23年12月31日までである。							
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯）	損害認定の判断理由				原告番号 6-1	原告番号 6-2	原告番号 6-3
避難交通費	¥63,000	6-1及び6-2の福島県伊達市から札幌市への避難に要した交通費として、それぞれ4万1000円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥41,000	¥41,000	¥0
宿泊費	¥24,000	6-1及び6-2が札幌市へ避難するに当たり、自家用車及びフェリーを使用したこと、札幌市に到着後は、3日ほど用意してもらったホテルに泊まってから、雇用促進住宅に入居したことが認められるが（甲個6の1〔8〕）、その間に宿泊費を支出したことを認めるに足る証拠はない。				¥0	¥0	¥0
転居費用	¥170,000							
家財道具費用	¥8,475,000	30万円を6-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0
食費	¥680,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥734,900					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥9,913,125	6-1について、平成22年の年収が304万7374円（甲個6の2の1）、平成23年の年収が184万6318円（甲個6の2の2）であり、その差額は120万1056円である。就労不能損害が認められるのは、避難継続の相当性が認められる平成23年12月までの分であるから、本件事故と相当因果関係のある損害額を120万1056円と認める。 6-2について、平成22年の年収が182万6640円（甲個6の3の1から6の3の3まで）、平成23年の年収が145万5356円（甲個6の3の4によれば、平成23年の年収は109万5446円であるが、主張額のほうが多額であるため、主張額どおりの額を認定した。）であり、その差額は37万1284円である。就労不能損害が認められるのは、避難継続の相当性が認められる平成23年12月までの分であるから、本件事故と相当因果関係のある損害額を37万1284円と認める。				¥1,201,056	¥371,284	¥0
転職費用	¥37,167	避難に伴い就職活動が必要になったと認められるから、それぞれ1万円を6-1及び6-2に生じた損害と認める。				¥10,000	¥10,000	¥0
二重生活費用	¥0					¥0	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥555,000	避難継続の相当性が認められる期間において、相当と認められる一時帰宅の回数は1回である（甲個6の1〔9〕）。そして、6-1及び6-2のいずれも、飛行機で移動したことが認められるから（6-1本人〔20〕）、それぞれ8万2000円（片道4万1000円）を6-1及び6-2に生じた損害と認める。				¥82,000	¥82,000	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0
検査費用	¥20,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	6-1及び6-2について、それぞれ30万円を相当と認める。なお、6-3については、避難後に誕生しているため、本件事故ないし避難による精神的損害は認められない。				¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥51,362,192					¥1,934,056	¥804,284	¥0
既払額						¥80,000	¥80,000	¥0
請求損害額合計	¥45,000,000					¥1,854,056	¥724,284	¥0
弁護士費用	¥4,500,000					¥185,405	¥72,428	¥0
認容額						¥2,039,461	¥796,712	¥0

番号	原告番号	年齢 (平成23年7月の避難時)	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
7	7-1	44歳	福島県郡山市	自主避難	札幌市				
	7-2	40歳	福島県郡山市	自主避難	札幌市				
	7-3	19歳	福島県郡山市	自主避難	札幌市				
	7-4	5歳	福島県郡山市	自主避難	札幌市				
避難の相当性	7-1~4は、平成23年7月28日に、福島県郡山市から札幌市へ避難した (以下、この表において「本件避難」という。) (甲個7の1 [7])。本件避難は相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、平成23年12月31日までである。								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 7-1	原告番号 7-2	原告番号 7-3	原告番号 7-4
避難交通費	¥104,000	7-1~4が福島県郡山市から札幌市への避難に要した交通費として、7-1~3については各4万1000円、7-4については2万0500円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥41,000	¥41,000	¥41,000	¥20,500
宿泊費	¥24,000	避難に際し、有償宿泊したことを認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥150,000	30万円を7-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700								
食費	¥1,050,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,763,000	避難後は、無償で提供された雇用促進住宅に居住しているため (甲個7-1 [7])、住居費の増加は認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	7-1について、平成22年の年収が234万4389円 (甲個7の2の1)、平成23年の年収が128万1069円 (甲個7の2の2) であり、その差額は106万3320円である。就労不能損害が認められるのは、避難継続の相当性が認められる平成23年12月までの分であるから、本件事故と相当因果関係のある損害額を106万3320円と認める。 7-2について、平成22年の年収が122万1665円 (甲個7の3の1)、平成23年の年収が79万3118円 (甲個7の3の2) であり、その差額は42万8547円である。就労不能損害が認められるのは、避難継続の相当性が認められる平成23年12月までの分であるから、本件事故と相当因果関係のある損害額を42万8547円と認める。				¥1,063,320	¥428,547	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	転職費用を要したと認められるから、7-1及び7-2についてそれぞれ1万円を損害と認める。				¥10,000	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	二重生活の事実は認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	平成23年7月28日から同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は1回であり、1回の一時帰宅に要する費用として、7-1~3にそれぞれ8万2000円、7-4に4万1000円を認める。				¥82,000	¥82,000	¥82,000	¥41,000
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する美容室開業準備費用、借家の修繕費用等を、支出したことを認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	それぞれ30万円を相当と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥73,792,169					¥1,796,320	¥861,547	¥423,000	¥361,500
既払額						¥1,538,658	¥690,830	¥240,000	¥560,000
請求損害額合計	¥60,000,000					¥257,662	¥170,717	¥183,000	¥-198,500
弁護士費用	¥6,000,000					¥25,766	¥17,071	¥18,300	¥-19,850
認容額						¥283,428	¥187,788	¥201,300	¥-218,350

番号	原告番号	年齢（平成23年4月の避難時）	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
8	8-1	38歳	福島県いわき市	自主避難	北海道函館市等		
	8-2	8歳	福島県いわき市	自主避難	北海道函館市等		
避難の相当性	8-1, 2は、平成23年3月12日に、8-1の姉の夫が単身赴任して住んでいる福島県須賀川市に避難した（以下、この表において「避難①」という。）。その後、同月19日に、8-1の姉が住む富山県に避難した（以下、この表において「避難②」という。）。さらに、同年4月5日に、北海道函館市に避難した（以下、この表において「避難③」という。）（甲個8の1〔6, 7〕）。 避難①から③は、いずれも相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、平成23年12月31日までである。						
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由				原告番号 8-1	原告番号 8-2
避難交通費	¥128,000	避難に要した交通費として、本件事故と相当因果関係がある損害と認められるのは、福島県いわき市から富山県まで（避難①及び②）の交通費と、富山県から北海道函館市まで（避難③）の交通費である。避難①及び②については自動車で移動したことが認められるから（甲個8の1〔7〕）、避難交通費として、8-1に1万8000円、避難③については、8-1に4万2000円、8-2に2万1000円をそれぞれ認める。				¥60,000	¥21,000
宿泊費	¥36,000	避難に際し、有償宿泊したことを認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥0
転居費用	¥0						
家財道具費用	¥13,812,700	30万円を8-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	避難後は、8-1の実家に居住している（甲個8の1〔8〕）ため、住居費の増加は認められない。				¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0
転職費用	¥37,167	8-1について、転職費用を要したと認められるから、1万円を損害と認める。				¥10,000	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	避難に際し、8-1の妻（平成24年1月に離婚。8-2の母でもある。）が福島県いわき市に残ったため（甲個8の1〔6～9〕）、二重生活による生活費用の増加分として、平成23年3月12日から同年12月31日までの約10か月間について、1か月当たり2万円を8-1に認める。				¥200,000	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	避難継続の相当性が認められる期間において、平成23年5月と同年8月に一時帰宅したと認められ（甲個8の1〔8〕）、その一時帰宅はいずれも相当であると認められる。 そして、1回当たりの一時帰宅に要する交通費の額は、8万2000円が相当である。なお、8-1のみが単独で一時帰宅をしていたことがうかがわれるから（甲個8の1〔8, 9〕）、8-1についてのみ損害を認める。				¥164,000	¥0
面会費用	¥2,460,000	面会費用を要したとは認められない（甲個8の1〔8, 9, 11〕）。				¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	それぞれ30万円を相当と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥46,804,567					¥1,034,000	¥321,000
既払額						¥2,133,440	¥320,000
請求損害額合計	¥30,000,000					¥-1,099,440	¥1,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥-109,944	¥100
認容額						¥-1,209,384	¥1,100

番号	原告番号	年齢(避難開始時)	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
9	9-1	48歳(平成23年8月の避難時)	福島県伊達市	自主避難	札幌市				
	9-2	38歳(平成23年6月の避難時)	福島県伊達市	自主避難	札幌市				
	9-3	13歳(平成23年6月の避難時)	福島県伊達市	自主避難	札幌市				
	9-4	10歳(平成23年6月の避難時)	福島県伊達市	自主避難	札幌市				
避難の相当性	9-2~4は平成23年6月15日に、9-1は平成23年8月に、それぞれ札幌市に避難した(以下、9-2~4の避難をこの表において「避難①」といい、9-1の避難をこの表において「避難②」という。)(甲個9の1[8]、9-2本人[12, 14, 27])。避難①及び②ともに相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、いずれも平成23年12月31日までである。								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯31)	損害認定の判断理由				原告番号 9-1	原告番号 9-2	原告番号 9-3	原告番号 9-4
避難交通費	¥106,000	9-1~4が福島県伊達市から札幌市への避難に要した交通費として、9-1~3については各4万1000円、9-4については2万0500円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥41,000	¥41,000	¥41,000	¥20,500
宿泊費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0					¥0	¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,085,000	30万円を9-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0
食費	¥1,380,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	9-1について、平成22年の年収が725万4558円(甲個9の2の1)、平成23年の年収が641万3454円(甲個9の2の2)であり、その差額は84万1104円である。就労不能損害が認められるのは、避難継続の相当性が認められる平成23年12月までの分であるから、本件事故と相当因果関係のある損害額を84万1104円と認める。 9-2について、平成22年の年収が278万1763円(甲個9の3の1)、平成23年の年収が113万3113円(甲個9の3の2)であり、その差額は164万8650円である。就労不能損害が認められるのは、避難継続の相当性が認められる平成23年12月までの分であるから、本件事故と相当因果関係のある損害額を164万8650円と認める。				¥841,104	¥1,648,650	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	9-1は、支援団体からの支援により札幌市での就職先が決まっていたことが認められるし(甲個9の1[11]、9-2本人[22, 27])、9-2は避難後しばらく無職のままであったのであり、稼働を再開したのは平成25年以降であるから(9-2本人[21])、転職費用は認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	9-2~4が札幌市に避難後、9-1が札幌市に避難するまでの約2か月について世帯が分離しているから、二重生活による生活費用の増加分として、1か月当たり2万円の損害が9-2に認められる。				¥0	¥40,000	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	避難継続の相当性が認められる期間において、相当と認められる一時帰宅の回数は、9-2~4は2回、9-1は1回である。そして、1回当たりの一時帰宅に要する交通費の額は、9-1~3はそれぞれ8万2000円、9-4は4万1000円が相当である。				¥82,000	¥164,000	¥164,000	¥82,000
面会費用	¥820,000	平成23年6月から同年8月までの間に、分離した家族間で面会が行われた事実は認められない(9-2本人[27])。				¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	代表世帯31が主張するその他移動費用を支出したことを認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	それぞれ30万円を相当と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,924,700					¥1,264,104	¥2,493,650	¥505,000	¥402,500
既払額						¥80,000	¥80,000	¥600,000	¥600,000
請求損害額合計	¥60,000,000					¥1,184,104	¥2,413,650	¥-95,000	¥-197,500
弁護士費用	¥6,000,000					¥118,410	¥241,365	¥-9,500	¥-19,750
認容額						¥1,302,514	¥2,655,015	¥-104,500	¥-217,250

番号	原告番号	年齢(避難開始時)	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
10	10-1	51歳(平成23年9月の避難時)	福島市	自主避難	新潟市など	移動の詳細は別紙避難経過一覧表のとおり。別紙避難経過一覧表中、「夫」が10-1である。			
	10-2	16歳(平成23年5月の避難時)	福島市	自主避難	新潟市など	移動の詳細は別紙避難経過一覧表のとおり。別紙避難経過一覧表中、「長男」が10-2である。			
	10-3	13歳(平成23年9月の避難時)	福島市	自主避難	新潟市など	移動の詳細は別紙避難経過一覧表のとおり。別紙避難経過一覧表中、「次男」が10-3である。			
	10-4	49歳(平成25年4月の移動時)	福島市	自主避難	新潟市など	移動の詳細は別紙避難経過一覧表のとおり。別紙避難経過一覧表中、「妻」が10-4である。			
避難の相当性	<p>10-1~4は、別紙避難経過一覧表のとおり、平成23年3月24日に新潟市に避難したのを皮切りに、山形市や山形県米沢市などへの短期間の移動を繰り返した(甲個10の1〔8〕、10-1本人〔1, 4, 17, 18〕)。</p> <p>上記各移動のうち、避難の相当性が認められるのは、10-1~4による平成23年3月24日の新潟市への避難(以下、この表において「避難①」という。)、10-2による同年5月9日の函館市への避難(以下、この表において「避難②」という。)及び10-1, 3による同年9月28日の函館市への避難(以下、この表において「避難③」という。)であり、避難継続の相当性が認められるのは、同年12月31日までである。避難①~③を除き、別紙のその他の移動は、避難には当たらない。</p> <p>10-4は、平成25年4月1日に函館市へ移動しているが、本件事故から2年以上経過しており、避難の相当性は認められない。</p>								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯1)	損害認定の判断理由				原告番号 10-1	原告番号 10-2	原告番号 10-3	原告番号 10-4
避難交通費	¥237,000	避難に要した交通費として、本件事故と相当因果関係がある損害と認められるのは、10-1~4について福島県から新潟県までの往復の交通費(避難①)及び10-1~3について福島県から北海道までの交通費(避難②及び③)である。避難①については自家用車で移動したと認められるから、避難交通費として、10-1に2万8000円、避難②及び③については、10-1~3にそれぞれ4万1000円を認める。				¥69,000	¥41,000	¥41,000	¥0
宿泊費	¥48,000	10-2が函館市に避難するに当たり、平成23年5月7日及び同月8日に有償宿泊したことが認められるから(甲個10の1〔8〕)、1泊当たり1万円を損害として認める。 10-1, 3が函館市に避難する際に、有償宿泊したことを認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥20,000	¥0	¥0
転居費用	¥342,910	30万円を10-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,447,900								
食費	¥1,460,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥627,640					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥10,247,293	10-1について、就労が不能になったことによる損害に関する具体的な主張立証はない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥74,334	10-1は函館市への避難後数年間は仕事に就いていない。よって、転職費用は認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥960,000	平成23年5月9日から同年9月28日までは、10-2と10-1, 3, 4とが分離して生活し、同年9月28日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までは、10-2が単独生活、10-1と10-3が同居生活、10-4が単独生活となって分離して生活していることが認められるから、当初の5か月間について1か月当たり2万円、その後の3か月間について1か月当たり4万円を、主に収入を得ていた10-4に生じた損害として認める。				¥0	¥0	¥0	¥220,000
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥666,000	10-2について、平成23年7月19日に一時帰宅した際の列車を利用した片道交通費分として4万1000円、避難先へ戻る際の自家用車及びフェリーを利用した片道交通費分として6万3000円を一時帰宅費用として認める。				¥0	¥104,000	¥0	¥0
面会費用	¥804,000	平成23年8月4日に避難元で生活する10-1, 3, 4が10-2に面会した際の費用(自家用車利用。往復12万6000円を10-1に認める。)並びに同年9月30日及び同年12月23日に避難元で生活する10-4が10-2, 3に面会した際の費用(いずれも列車利用。1回当たり往復8万2000円を10-4に認める。)を損害として認める。				¥126,000	¥0	¥0	¥164,000
検査費用	¥56,000	検査費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥730,000	代表世帯1が主張する医療費及び滞在謝礼を支出したことを認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	それぞれ30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥71,431,077					¥795,000	¥465,000	¥341,000	¥684,000
既払額						¥120,000	¥720,000	¥720,000	¥120,000
損害額合計	¥60,000,000					¥675,000	¥-255,000	¥-379,000	¥564,000
弁護士費用	¥6,000,000					¥67,500	¥-25,500	¥-37,900	¥56,400
認容額						¥742,500	¥-280,500	¥-416,900	¥620,400

別紙避難経過一覧表

3.11後の避難状況

回	年	月	日	曜	避難先	期間	避難者	交通手段	特殊目的
1	2011	3	24	木	新潟(新潟市)	~3/29	4人	車	
2		4	1	金	山形(蔵王)	~4/3	4人	車	
3		4	16	金	山形(山形市)	~4/17	妻・次男	車	
4		4	16	金	北海道(函館市)	~4/18	夫・長男	車	学校面接
5		4	24	日	山形(米沢市)		4人	車	
6		5	3	火	山形(天童市・山形市)	~5/5	4人	車	
7		5	7	土	北海道(函館市)	~5/9	4人(婦りは夫・妻・次男)	車	長男転校
8		5	15	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
9		5	22	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
10		5	29	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
11		6	5	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
12		6	11	土	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
13		6	19	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
14		6	26	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
15		7	3	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
16		7	19	火	北海道(函館市)-福島		長男	列車(片道)	一時帰省
17		7	24	日	北海道(函館市)	~7/27	4人	車・フェリー	
18		7	31	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
19		8	4	木	北海道(函館市)	~8/20	夫・妻・次男	車・フェリー	
20		8	28	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
21		9	4	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
22		9	11	日	山形(米沢市)		夫・妻	車	
23		9	17	土	宮城(仙台市)		夫・妻・次男	列車	
24		9	24	土	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
25		9	27	火	北海道(函館市)		夫・次男	車・フェリー(片道)	引越し
26		9	30	金	北海道(函館市)	~10/2	妻	列車	家族面会
27		10	9	日	山形(米沢市)		妻	車	
28		10	16	日	山形(米沢市)		妻	車	
29		10	23	日	山形(米沢市)		妻	車	
30		10	30	日	宮城(仙台市)		妻	列車	
31		11	6	日	山形(米沢市)		妻	車	
32		11	13	日	山形(米沢市)		妻	車	
33		11	20	日	山形(米沢市)		妻	車	
34		11	27	日	山形(米沢市)		妻	車	
35		12	4	日	山形(米沢市)		妻	車	
36		12	11	日	山形(米沢市)		妻	車	
37		12	23	金	北海道(函館市)	~1/3	妻	列車	家族面会
38	2012	1	15	日	山形(米沢市)		妻	列車	
39		2	1	日	山形(米沢市)		妻	列車	
40		2	19	日	宮城(仙台市)		妻	バス	
41		2	26	日	山形(米沢市)		妻	車	
42		3	4	日	山形(米沢市)		妻	車	
43		3	9	土	北海道(函館市)-福島	~3/13	夫・長男・次男	車・フェリー	墓参り
44		3	11	日	宮城(仙台市)		長男		
45		3	11	日	山形(米沢市)		夫・妻・次男	車	
46		3	18	日	山形(米沢市)		妻	車	
47		3	25	日	山形(米沢市)		妻	車	
48		3	29	木	北海道(函館市)	~4/1	妻	列車	家族面会

49		4	8	日	山形(米沢市)		妻	車	
50		4	15	日	山形(米沢市)		妻	車	
51		4	30	月	山形(米沢市)		妻	車	
52		5	3	木	北海道(函館市)	~5/6	妻	列車	家族面会
53		5	20	日	山形(米沢市)		妻	車	
54		5	27	日	山形(米沢市)		妻	車	
55		6	10	日	山形(米沢市)		妻	車	
56		7	1	日	山形(米沢市)		妻	車	
57		7	15	日	山形(米沢市)		妻	車	
58		7	22	日	山形(米沢市)		妻	車	
59		7	29	日	山形(米沢市)		妻	車	
60		8	2	木	北海道(札幌~函館)	~8/17	妻	福島-仙台(列車) 仙台-南千歳(飛行機) 南千歳-札幌(列車) 札幌-函館(列車) 函館-福島(列車)	就職試験
61		8	26	日	山形(米沢市)		妻	車	
62		10	5	水	山形(米沢市)		妻	車	
63		9	18	日	山形(米沢市)		妻	車	
64		9	23	日	山形(米沢市)		妻	車	
65		9	30	日	山形(米沢市)		妻	車	
66		10	7	日	山形(米沢市)		妻	車	
67		10	12	金	北海道(函館市)	~10/14	妻	列車	家族面会
68		10	21	日	山形(米沢市)		妻	車	
69		11	4	日	山形(米沢市)		妻	車	
70		11	11	日	山形(米沢市)		妻	車	
71		11	23	日	北海道(函館市)	~11/25	妻	列車	家族面会
72		12	27	木	北海道(函館市)	~1/4	妻	列車	家族面会
73	2013	2	2	日	山形(米沢市)		妻	車	
74		3	11	水	函館-福島	~3/14	夫	JR・タクシー	一時帰省
75		3	22	日	北海道(函館市)より		夫・長男・次男	車・フェリー	墓参り・引越準備
76		3	26	火	北海道(函館市)		4人	車	引越し
77		8	5	月	北海道(函館市)-山形(米沢市)-福島-北海道(函館)		4人	列車・タクシー	住宅売却

避難先	回数	人数
新潟	1	4
山形	3	4
山形	13	3
山形	2	2
山形	35	1
宮城	4	1
北海道	3	4
北海道	4	3
北海道	2	2
北海道	10	1
計	77	

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
11	11-1	83歳 (避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	茨城県等		
	11-2	78歳 (避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	茨城県等		
避難の相当性	<p>本件事故当時、11-1、2、11-1の長男（以下、この表において「長男」という。）の3人で福島県南相馬市内の自宅に居住していた。平成23年3月16日、11-1、2の自宅近くに住んでいた11-1の長女（以下、この表において「長女」という。）から「原発事故による放射能でここは危ないと聞いた。一緒に逃げよう。」と言われ、11-1、2、長男、長女夫婦、長女の夫の父、11-2の妹は合計7人で自動車で茨城県水戸市内の11-1の三女の家へ避難した。11-1の三女の家は一人暮らしのマンションであったこともあり、11-2と11-2の妹は翌17日から茨城県小美玉市内の11-2の弟の家へ避難した。同月20日、11-2は飛行機で札幌市内の11-2の長女の自宅へ避難した。同年7月14日、11-1は自家用車で茨城県水戸市内の11-1の三女の家から自宅に一度戻り一泊し、翌15日、路線バス、新幹線等を利用し、同日から11-1、2は札幌市内の借上げ住宅で二人で暮らしている。11-1は、平成29年10月7日、南相馬市の自宅に戻った（甲個11の1 [3, 5~7]、甲個11の2 [2]；11-2本人 [2, 4~6, 11]）。避難元住所が平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に指定されたことからすれば、上記避難は相当であったと認められる。避難継続の相当性が認められるのは、平成24年8月31日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯72)	損害認定の判断理由				原告番号 11-1	原告番号 11-2
避難交通費	¥65,000	上記避難経路に鑑みれば、避難に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から茨城県へ自家用車で移動した場合の交通費（1万1000円）及び北海道から福島県へその他交通機関で移動した場合の交通費（4万1000円）を11-1の損害と認め、茨城県から北海道までその他交通機関で移動した場合の交通費（3万2000円）を11-1、2それぞれの損害と認める。				¥84,000	¥32,000
宿泊費	¥0					¥0	¥0
転居費用	¥262,910	30万円を11-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥8,149,500						
食費	¥0					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥525,750					¥0	¥0
就労不能損害	¥1,308,225	就労不能損害が生じたことについて具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転職費用	¥0					¥0	¥0
二重生活費用	¥0					¥0	¥0
通信費	¥580,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥460,000	11-1、2は、札幌に避難してから平成27年11月までの間に平成24年1月と4月の2回一時帰宅したのみと認められるから（甲個11の1 [10]）、2回の限度でそれに要した費用として1回当たり各8万2000円を損害と認める。				¥164,000	¥164,000
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥1,678,895	代表世帯72が主張するその他移動費用、引越費用等を支出したとは認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	平成23年3月から平成24年8月までの18か月間、月額10万円、合計180万円をそれぞれ損害と認める。				¥1,800,000	¥1,800,000
合計額	¥33,030,280					¥2,348,000	¥1,996,000
既払額						¥5,075,255	¥4,943,600
損害額合計	¥30,000,000					¥-2,727,255	¥-2,947,600
弁護士費用	¥3,000,000					¥-272,725	¥-294,760
認容額						¥-2,999,980	¥-3,242,360

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
12	12-1	28歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市		
	12-2	8歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市		
避難の相当性	<p>本件事故当時、12-1, 2は福島県郡山市内のアパートで二人で暮らしていた。12-1, 2は、平成23年6月頃に避難元住所から札幌市へ自動車とフェリーで避難した。12-1, 2は、平成26年6月に札幌市から郡山市へと帰還した(甲個12の1[3, 7, 8, 12])。自主避難区域である福島県郡山市から平成23年12月31日以前の同年6月頃に避難していることからすれば、札幌市への避難は避難の相当性が認められる。避難継続の相当性が認められる期間は、同年12月31日までである。なお、12-1, 2は、本件事故直後に近隣の小学校に避難しているが、これは地震の影響によるものであり(甲個12の1[5])、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 12-1	原告番号 12-2
避難交通費	¥136,000	上記避難経路に鑑みれば、避難交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合に相当する額(12-1には4万1000円、避難当時8歳であった12-2には2万0500円)の往復分をそれぞれ損害と認める。				¥82,000	¥41,000
宿泊費	¥48,000	避難に当たり、フェリー内で1泊したことが認められる(甲個12の1[8])。しかしながら、宿泊に当たり別途費用を要したとは認められないから、宿泊に伴い損害が生じたとは認められない。				¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を12-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥11,366,800						
食費	¥1,095,000					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	12-1は、避難前は給料月額10万円前後を得ていたが、避難後は給料月額14万円程度を受け取っていたことが認められる(甲個12の1[4, 10])。したがって、就労不能損害は認められない。				¥0	¥0
転職費用	¥37,167	12-1は、避難前の仕事を退職し、避難先において新たな職についているから(甲個12の1[9, 10])、転職費用を要したと認められ、1万円を損害と認める。				¥10,000	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前後を通じて世帯は分離しておらず、二重生活による生活費用の増加が生じたとは認められない。				¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	避難継続の相当性が認められる約7か月の間で相当と認められる一時帰宅の回数は2回である。そして、1回の一時帰宅に要する費用として12-1に8万2000円、12-2に4万1000円を認め、合計12-1に16万4000円、12-2に8万2000円を損害として認める。				¥164,000	¥82,000
面会費用	¥52,000	世帯は分離していないから、分離世帯等の面会費用として損害が生じたとは認められない。				¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは証拠上認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥50,289,725					¥856,000	¥423,000
既払額						¥779,166	¥287,711
損害額合計	¥30,000,000					¥76,834	¥135,289
弁護士費用	¥3,000,000					¥7,683	¥13,528
認容額						¥84,517	¥148,817

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
13	13-1	44歳 (平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	札幌市					
	13-2	38歳 (平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	札幌市					
	13-3	13歳 (平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	福島県喜多方市等					
	13-4	9歳 (平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	福島県喜多方市等					
	13-5	7歳 (平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	福島県喜多方市等					
避難の相当性	本件事故当時、13-1～5は福島市内の一軒家で5人で生活していた。平成23年3月15日、13-1, 2は爆発の映像を見て、避難をしなくてはならないと思った。13-3～5は同月19日、タクシーで福島県喜多方市内へ避難した。そして、小学校の再開のため、13-3～5は同年4月8日までの間に福島市に戻った。平成23年4月30日から同年5月8日までの間、13-3が兵庫県尼崎市内の13-2の実家に、13-4, 5が福島県南会津郡の13-1の母の実家に滞在した。平成23年6月15日に、13-2～5が避難支援団体の支援を受けて、バスやフェリーを用いて札幌市へ避難し、13-1も札幌市へ避難した(乙個13の1 [3, 7, 8, 10])。上記避難は、いずれも自主避難区域である福島市から平成23年12月31日までに行われたものであるから、避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、同日までである。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 13-1	原告番号 13-2	原告番号 13-3	原告番号 13-4	原告番号 13-5
避難交通費	¥104,000	上記避難経路に鑑みれば、13-3～5には、福島県内をその他交通機関で移動した場合の往復交通費として13-3には1万円、13-4, 5には5000円を認める。また、福島県から北海道へ移動した際の交通費として13-1にその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を認める。13-2～5は、避難支援団体がバスのチャーター代の費用を負担し、北海道がフェリー代を費用負担したと認められるから(甲個13の1 [10])、北海道への避難に当たり交通費を要したとは認められない。				¥41,000	¥0	¥10,000	¥5,000	¥5,000
宿泊費	¥24,000	13-1～5は、札幌市へ避難した際に4日ほど札幌市内のホテルに滞在したことが認められるが、宿泊費は北海道が負担したと推認され(甲個13の1 [10])、13-1～5が支出したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥150,000	30万円を13-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700									
食費	¥1,050,000									
住居費	¥1,763,000	13-1～5は、避難元の住所地においては賃貸住宅に居住し、札幌市へ避難した後は団地に入居し、平成23年12月からは札幌市内のアパートで居住していると認められるが(甲個13の1 [4, 12])、避難前後の家賃の有無及びその額について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	就労不能損害が生じたことについて具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	13-1, 2は避難前はIT関連の事業を行っており、避難後も札幌市において同様の事業を行っている(甲個13の1 [6, 16])というのであって、新たに就職するための活動を行っていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	平成23年3月19日から同年4月8日頃までの間の約20日間、13-1, 2と13-3～5とが分離して生活していたと認められるので、13-1に2万円の損害を認める。				¥20,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	避難継続の相当性が認められる約7か月間(平成23年6月から同年12月まで)で相当と認められる一時帰宅の回数は2回である。そして、1回の一時帰宅に要する費用として13-1～3に各8万2000円、13-4, 5に各4万1000円を認める。				¥164,000	¥164,000	¥164,000	¥82,000	¥82,000
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたことは認められるが、無料で受けたというのであって(甲個13の1 [17])、損害は認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する美容室開業準備費用、借家の修繕費用等を支出したとは証拠上認定できない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥83,792,169					¥825,000	¥464,000	¥474,000	¥387,000	¥387,000
既払額						¥485,030	¥120,000	¥1,458,000	¥1,458,000	¥1,458,000
損害額合計	¥75,000,000					¥339,970	¥344,000	¥-984,000	¥-1,071,000	¥-1,071,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥33,997	¥34,400	¥-98,400	¥-107,100	¥-107,100
認容額						¥373,967	¥378,400	¥-1,082,400	¥-1,178,100	¥-1,178,100

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
14	14-1	35歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市				
	14-2	28歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市	14-2は札幌市への避難時に14-4を妊娠していた (甲個14の1 [6]) 。			
	14-3	2歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市				
	14-4	未出生				14-4は平成24年4月生まれ (甲個14の1 [1]) 。			
避難の相当性	14-1～3は、本件事故当時、福島市内の14-1の父の持ち家で生活していた。平成23年7月頃に14-2が妊娠していることが判明し、生まれてくる子供の健康を考え、避難を決意した。まず、14-1が平成23年9月1日に自動車とフェリーで札幌市へ避難した。14-2、3は同年9月中頃に自動車とフェリーで札幌市へ避難した (甲個14の1 [3, 6]) 。								
自主避難区域である福島市から平成23年12月31日以前に行われた14-1～3の上記避難は避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、同日までである。14-4は避難当時出生していないから、避難をしたとは認められない。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 14-1	原告番号 14-2	原告番号 14-3	原告番号 14-4
避難交通費	¥128,000	避難交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、14-2に対し、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合に相当する額4万1000円を損害と認める。なお、14-1は、平成23年9月1日に札幌市へ移動しているが、これは転勤によるものであって、本件事故と相当因果関係のある避難交通費を要したとは認められない。14-3は避難開始時に2歳であるから、交通費を要したとは認められない。				¥0	¥41,000	¥0	¥0
宿泊費	¥36,000	避難に際し宿泊費用を要したことについて具体的な具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を14-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700								
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	14-1～3は、避難後、札幌市が無償で用意した雇用促進住宅に居住していると認められるから (甲個14の1 [7])、避難によって住居費が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	14-1は、避難に際し福島市から札幌市に転勤することとなり、転職していないから (甲個14の1 [6])、転職費用は認められない。14-2は、避難するため平成23年8月末で退職したことが認められるが、平成25年頃から就職活動を始め、新たに就職をしたのが平成25年6月頃であると認められるから (甲個14の1 [6, 8])、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年9月1日から同月中頃までの約半月、14-1と14-2、3は離れて生活をし、生活費が増加したと認められるから、14-2に2万円の損害を認める。				¥0	¥20,000	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	避難継続の相当性が認められる約4か月間に相当と認められる一時帰宅の回数は1回である。そして、1回の一時帰宅に要する費用として14-1、2に各8万2000円を認める。14-3は2歳であるから一時帰宅に際し交通費を要したとは認められず、損害は認められない。				¥82,000	¥82,000	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	世帯が分離していた期間は上記のとおり約半月にすぎず、またその間に面会をしていたともうかがわれないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	14-1～3に各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥66,804,567					¥682,000	¥443,000	¥300,000	¥0
既払額						¥816,100	¥2,254,667	¥1,465,000	¥805,000
損害額合計	¥60,000,000					¥-134,100	¥-1,811,667	¥-1,165,000	¥-805,000
弁護士費用	¥6,000,000					¥-13,410	¥-181,166	¥-116,500	¥-80,500
認容額						¥-147,510	¥-1,992,833	¥-1,281,500	¥-885,500

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
15	15-1	53歳 (平成23年3月の避難時)	福島県二本松市	自主避難	札幌市			
	15-2	12歳 (平成23年3月の避難時)	福島県二本松市	自主避難	札幌市			
	15-3	10歳 (平成23年3月の避難時)	福島県二本松市	自主避難	札幌市			
避難の相当性	<p>本件事故当時、15-1～3は福島県二本松市内の持ち家で15-1の父母、15-1の叔父と叔母の計7人で生活していた。平成23年3月13日、15-2、3は飛行機等で札幌市内の15-1の叔母の家へ避難した。その際、15-1もその避難に付き添い、同月24日、15-1は飛行機等で自宅へ戻った。15-1は、平成25年1月10日頃、15-2、3と同居するために札幌市へ転居した（甲個15の1〔3、9～11〕）。自主避難区域である福島県二本松市から本件事故直後に行われた15-1～3の避難は相当性が認められ、15-2、3の上記避難継続の相当性が認められるのは、平成23年12月31日までである。なお、15-1は平成25年1月に札幌市に転居しており、平成23年3月の避難を継続しなかった理由として、叔母に迷惑をかけること、自宅で営んでいた治療院で気になる患者が三、四十名いたこと、避難元の地区での役員の責任があったこと（甲個15の1〔10〕）を挙げるが、それらを踏まえても、15-1が本件事故から2年近く経過してから転居しており、平成23年12月には本件事故が収束した旨宣言されていたことからすれば、これを本件事故と相当因果関係のある避難と認めることはできない。</p>							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯1)	損害認定の判断理由				原告番号 15-1	原告番号 15-2	原告番号 15-3
避難交通費	¥237,000	避難交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、15-1には福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合に相当する額の往復分として8万2000円を、15-2には福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合に相当する額である4万1000円を、15-3にはその半額の2万0500円を認める。				¥82,000	¥41,000	¥20,500
宿泊費	¥48,000	15-1～3が、避難に際し有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
転居費用	¥342,910	30万円を15-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,447,900							
食費	¥1,460,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥0	15-2、3は平成23年3月に15-1の叔母の家に避難しており、住居費を要したと認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥627,640					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥10,247,293	15-1について、平成23年度の所得金額が70万6753円、平成24年度の所得金額が50万1142円であると認められ（甲個15の2の1、2）、その差額120万7895円は本件事故と相当因果関係のある損害であると認める。				¥1,207,895	¥0	¥0
転職費用	¥74,334	15-1が、避難の相当性が認められる平成23年3月の避難の際に、転職費用を要したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥960,000	世帯が分離していた期間のうち平成23年3月24日から同年12月31日までの約9か月間の二重生活費用については、本件事故と相当因果関係が認められる。そして、15-1は15-2、3を預かっている叔母に月額最低6万円を送金していたと認められる（甲個15の1〔11〕）。支払った謝礼のうち、一人当たり月1万円を二重生活費用として相当な額と認め、合計18万円を15-1の損害と認める。				¥180,000	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥666,000	避難継続の相当性が認められる約9か月間で相当と認められる一時帰宅の回数は3回である。そして、1回の一時帰宅に要する費用として15-2に8万2000円、15-3に4万1000円を認める。15-1が札幌市に避難していた平成23年3月13日から同月24日の間は1か月にも満たない短期間であり、また一時帰宅したとも認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥246,000	¥123,000
面会費用	¥804,000	世帯が分離していた期間のうち平成23年3月24日から同年12月31日の間に相当と認める面会回数は6回である。1回の面会につき15-1に8万2000円を損害として認める。				¥492,000	¥0	¥0
検査費用	¥56,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0
その他	¥730,000	15-1～3が代表世帯1の主張する医療費12万円及び一時避難先への謝礼61万円を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥61,431,077					¥2,561,895	¥587,000	¥443,500
既払額						¥7,951,770	¥1,030,000	¥1,030,000
損害額合計	¥45,000,000					¥-5,389,875	¥-443,000	¥-586,500
弁護士費用	¥4,500,000					¥-538,987	¥-44,300	¥-58,650
認容額						¥-5,928,862	¥-487,300	¥-645,150

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
16	16-1	37歳 (平成23年7月の避難時点)	福島県伊達郡 (住所省略)	自主避難	札幌市					
	16-2	39歳 (平成23年7月の避難時点)	福島県伊達郡 (住所省略)	自主避難	札幌市					
	16-3	9歳 (平成23年7月の避難時点)	福島県伊達郡 (住所省略)	自主避難	札幌市					
	16-4	5歳 (平成23年7月の避難時点)	福島県伊達郡 (住所省略)	自主避難	札幌市					
	16-5	2歳 (平成23年7月の避難時点)	福島県伊達郡 (住所省略)	自主避難	札幌市					
避難の相当性	16-1～5は、本件事故当時、福島県伊達郡 (住所省略) 内の持ち家で5人で生活していた。平成23年3月13日頃から同月15日頃にかけて、公表される本件事故の映像や放射線量の数値を見て、放射線による健康被害について心配になった。平成23年3月18日、16-1～5は飛行機等で札幌市内の16-2の実家に一時避難した。16-1は、同月29日、仕事のため飛行機等で自宅に戻った。16-2～5は、新学期が始まるため、同年4月4日に飛行機等で自宅に戻った。同年4月29日、16-1～5は飛行機等で札幌へ再び行き、16-1は同年5月3日まで、16-2～5は連休が明ける同月8日まで札幌市に滞在した。そして、同年7月20日、16-2～5は飛行機等で札幌市へ避難した。同日からは16-2の実家に滞在し、同年8月1日からは雇用促進住宅で生活した (甲個16の1 [3, 6～8, 10, 11])。自主避難区域である福島県伊達郡 (住所省略) から平成23年12月31日までに行われた上記避難はいずれも相当であって、16-2～5の避難継続の相当性が認められるのは同日までである。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 16-1	原告番号 16-2	原告番号 16-3	原告番号 16-4	原告番号 16-5
避難交通費	¥128,000	上記避難経路に鑑みれば、避難に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、①平成23年3月の避難について、16-1, 2には福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の往復費用8万2000円を、16-3, 4にはその半額の4万1000円を認める。②平成23年7月の避難について、16-2に福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の4万1000円、16-3, 4にその半額の2万0500円を認める。16-5は避難時に2歳以下であるから、交通費を要したとは認められない。				¥82,000	¥123,000	¥61,500	¥61,500	¥0
宿泊費	¥36,000	16-1～5が避難中に有償宿泊したとは認められない。他方で、16-2～5は、平成23年7月20日から同年8月1日までの間、16-2の実家に滞在し、謝礼として10万円を支払ったことが認められ (甲個16の1 [10])、そのうち4万円を、16-2に生じた本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥0	¥40,000	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を16-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	平成23年8月1日より前の避難については、16-2の実家に滞在していたのであるから (甲個16の1 [3, 7, 10])、住居費が発生したとは認められない。また、同日以後は、札幌市内の雇用促進住宅に入居したことが認められるものの、家賃支払の有無及びその額を証拠上認定することはできないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	16-1は、避難前後を通じて同じ職についており、転職していない (甲個16の1 [14])。16-2は、避難前後を通じて専業主婦であること (甲個16の1 [12])、避難後就職活動をしたと陳述するものの (甲個16の1 [15])、その時期等は明らかではないことからすると、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	世帯が分離していた期間のうち平成23年7月20日から同年12月31日までの約5か月間の二重生活費用については、本件事故と相当因果関係が認められるから、1月当たり2万円、合計10万円の損害が16-1に生じたと認める。なお、平成23年3月29日から同年4月4日までの間も世帯が分離していたと認められるが、わずか1週間程度にすぎないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥100,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年3月の避難時に一時帰宅したとは認められない。また、平成23年7月以降少なくとも平成28年5月20日の時点で16-2～5が福島市に一時帰宅したことは一度もないというのであるから (甲個16の1 [16])、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	世帯が分離していた期間のうち平成23年7月20日から同年12月31日までの約5か月間に相当と認められる分離世帯の面会回数は5回である。1回の面会に要する交通費として8万2000円を16-1に認める。				¥410,000	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥76,804,567					¥892,000	¥763,000	¥361,500	¥361,500	¥300,000
既払額						¥3,091,549	¥180,000	¥940,000	¥840,000	¥940,000
損害額合計	¥75,000,000					¥-2,199,549	¥583,000	¥-578,500	¥-478,500	¥-640,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥-219,954	¥58,300	¥-57,850	¥-47,850	¥-64,000
認容額						¥-2,419,503	¥641,300	¥-636,350	¥-526,350	¥-704,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
17	17-1	33歳（平成23年3月12日の避難時）	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	福島市等	18-1は17-1の母、18-2は17-1の弟（甲個18の1〔3〕）			
	17-2	27歳（平成23年3月12日の避難時）	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	福島市等				
	17-3	6歳（平成23年3月12日の避難時）	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	福島市等				
	17-4	3歳（平成23年3月14日の避難時）	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	福島市等				
避難の相当性	17-1~4は、本件事故当時、福島県南相馬市内の賃貸住宅で4人で生活していた。本件事故後、まずは本件原発から30km以上離れたところに避難することが必要と考え、17-1~4、18-2は平成23年3月12日に福島市内の17-1のいとこの家に自家用車で避難した。同月14日、17-1~4は、18-2とともに自家用車で函館市まで避難することとし、同月15日は秋田県横手市のホテルに宿泊し、同月16日にフェリーで函館市に避難した。その後、17-1~4は、18-1、2とともに、同月18日までは17-2の実家に滞在し、同日から17-1~4及び18-2は道営住宅に入居し、その後18-1も合流した（甲個17の1〔3、6~8〕）。避難元住所は、緊急時避難準備区域であるから、17-1~4が避難を開始することは相当であったと認められ、避難継続の相当性が認められるのは、平成24年8月31日までである。								
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯79）	損害認定の判断理由				原告番号 17-1	原告番号 17-2	原告番号 17-3	原告番号 17-4
避難交通費	¥136,000	上記避難経路に鑑みれば、交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として17-1、2に各4万1000円、17-3、4に各2万0500円を認める。				¥41,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥48,000	平成23年3月15日に秋田県内のホテルに一泊しており（甲個17の1〔8〕）、これは有償宿泊であったと推定されるから、17-1、2に各1万円、17-3、4に各5000円を認める。				¥10,000	¥10,000	¥5,000	¥5,000
転居費用	¥159,000	30万円を17-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800								
食費	¥1,095,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	就労不能損害について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	17-1は避難に当たり、避難元の住所地で開いていた学習塾を閉鎖し、避難先の函館市で、具体的な時期は不明であるが新たに学習塾を開校したと認められ（甲個17の1〔4、7、10〕）、就職活動に費用を要したとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。17-2は、本件事故当時の就労状況、避難後の就労状況について何ら明らかではないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難により世帯が分離したとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	避難継続の相当性が認められる平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間（約18か月）で相当性が認められる一時帰宅の回数は5回である。そして、1回の一時帰宅に要する交通費は17-1、2は各8万2000円、17-3、4は各4万1000円であるから、17-1、2には各41万円、17-3、4には各20万5000円を一時帰宅費用として認める。				¥410,000	¥410,000	¥200,500	¥200,500
面会費用	¥52,000	避難により世帯が分離したとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	平成24年8月末まで月額10万円、すなわち各180万円を損害と認める。				¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000
合計額	¥70,289,725					¥2,561,000	¥2,261,000	¥2,026,000	¥2,026,000
既払額						¥4,276,669	¥2,513,550	¥3,110,910	¥3,181,970
損害額合計	¥60,000,000					¥-1,715,669	¥-252,550	¥-1,084,910	¥-1,155,970
弁護士費用	¥6,000,000					¥-171,566	¥-25,255	¥-108,491	¥-115,597
認容額						¥-1,887,235	¥-277,805	¥-1,193,401	¥-1,271,567

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
18	18-1	61歳(避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	福島県いわき市等	17-1は18-1の長男(甲個18の1〔3〕)	
	18-2	30歳(避難開始時)	福島県南相馬市	緊急時避難準備区域	福島市等	17-1は18-2の兄(甲個18の1〔3〕)	
避難の相当性	<p>18-1, 2は、本件事故当時、福島県南相馬市内の持ち家に2人で生活していた。18-1は、本件事故当時病院で勤務しており、平成23年3月11日から同月14日まで病院で働いていた。18-1は、同日、当時の勤務先の病院患者等と共に、警察の誘導のもとバスでいわき市へ避難し、同日は車中泊をした。翌15日には患者を受け入れてくれる(住所省略)まで、患者と共に自衛隊の誘導のもとバスで移動し、同日から同月17日まで(省略)高齢者センターで宿泊した。同月18日には、別の患者を受け入れてくれる東京都の病院に向けて患者と共にバスで移動し、同日は同病院の看護師寮に宿泊した。翌19日に姉の居住する千葉県白井市に電車で避難し、同月22日まで姉宅に宿泊した。そして同月23日函館市へ避難した。18-2は、17-1~4とともに、同月12日に福島市に避難し、同月15日は秋田県横手市のホテルに宿泊し、同月16日に自家用車とフェリーで函館市に避難した。18-2は、函館市では、17-1~4とともに、当初17-2の実家に避難した。その後17-1~4及び18-1, 2は道営住宅に入居した(甲個18の1〔3, 6~8〕, 甲個17の1〔6~8〕, 18-1本人〔1, 3, 4〕)。</p> <p>避難元の住所は、平成23年4月22日には緊急時避難準備区域に指定された(乙共14)のであるから、18-1, 2が避難を開始することは相当であったと認められる。避難継続の相当性が認められるのは、平成24年8月31日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯72)	損害認定の判断理由				原告番号 18-1	原告番号 18-2
避難交通費	¥65,000	上記避難経路からすれば、18-2には福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を認める。18-1は千葉県までは警察や自衛隊の誘導の元患者と共に避難しているのであって、交通費を支出したとは認められない。そこで、千葉県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費3万2000円を認める。				¥32,000	¥41,000
宿泊費	¥0					¥0	¥0
転居費用	¥262,910	30万円を18-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥8,149,500						
食費	¥0					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥525,750					¥0	¥0
就労不能損害	¥1,308,225	18-1は、本件事故当時再雇用されていた状態であったが、勤務先の就業規則で本人が希望して病院が認める限り65歳までは職務に従事できたこと、18-1は勤務先から働けるだけ働いてほしいといわれていたこと(18-1本人〔9, 10〕)、避難当時すでに61歳で再就職は難しかったこと(甲個18の1〔11〕)、18-1の平成22年の年収は415万2341円であったが、平成23年の年収は94万3434円、平成24年の年収は0円であったことが認められる(甲個18の2の1~3)。そこで、平成22年における就労不能損害として平成23年と平成22年の年収の差額320万8907円を認める。また、平成22年の月収相当額(415万2341円÷12=34万6028円(1円以下切り捨て))の8か月分である276万8224円を平成24年1月~8月分の就労不能損害として認める。その合計額597万7131円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥5,977,131	¥0
転職費用	¥0					¥0	¥0
二重生活費用	¥0					¥0	¥0
通信費	¥580,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥460,000	避難継続の相当性が認められる平成23年3月から平成24年8月31日までの間(約18か月)で相当性が認められる一時帰宅の回数は5回である。そして、1回の一時帰宅に要する交通費は各8万2000円であるから、各41万円を損害と認める。				¥410,000	¥410,000
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥1,678,895	代表世帯72が主張するその他移動費用を支出したとは証拠上認定できない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	平成24年8月末まで月額10万円、すなわち各180万円を損害と認める。				¥1,800,000	¥1,800,000
合計額	¥33,030,280					¥8,519,131	¥2,251,000
既払額						¥26,074,930	¥2,650,112
損害額合計	¥30,000,000					¥-17,555,799	¥-399,112
弁護士費用	¥3,000,000					¥-1,755,580	¥-39,911
認容額						¥-19,311,379	¥-439,023

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
19	19-1	40歳 (平成23年6月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	福島県会津若松市	平成23年7月生まれ (甲個19の1 [1])		
	19-2	39歳 (平成23年6月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	福島県会津若松市			
	19-3	未出生						
避難の相当性	<p>本件事故当時、19-1, 2は福島県郡山市内の賃貸住宅で生活していた。19-1, 2は平成23年6月、福島県会津若松市内に避難し、同市内の賃貸アパートに居住した。19-1~3は、平成24年3月11日、自家用車及びフェリーで会津若松市から札幌市へ避難した (甲個19の1 [3, 5~7])。自主避難区域である福島県郡山市から平成23年12月31日以前に行われた会津若松市への避難は相当性が認められる。なお19-3は当時胎児であったから、避難したとは認められない。札幌市への避難については、本件事故から1年後の平成24年3月のことであり、平成23年12月には本件事故の収束が宣言されていたこと、避難元住所が自主避難区域であること等に鑑みれば、幼い19-3がいたことなどの事情を踏まえても、避難の相当性が認められない。</p>							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 19-1	原告番号 19-2	原告番号 19-3
避難交通費	¥104,000	上記避難経路に鑑みれば、本件事故と相当因果関係のある損害として、郡山市から会津若松市の避難につき、同一県内でその他交通機関で移動した場合の交通費として、19-1, 2に各5000円を認める。				¥5,000	¥5,000	¥0
宿泊費	¥24,000	避難に際し有償宿泊したとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
転居費用	¥150,000	30万円を19-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,000							
食費	¥1,050,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,763,000	本件事故前は戸建ての賃貸物件に居住し、会津若松市では賃貸アパートに居住していた (甲個19の1 [3, 5])。いずれについても、支払っていた住居費について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	19-1の平成22年の年収は356万6000円で、平成23年の年収は377万6000円であったこと (甲個19の2の1, 2)、19-2の平成22年の年収は252万3294円、平成23年の年収は118万8446円であったものの (甲個19の3の1, 2)、19-2が平成23年5月頃から出産及び育児のために休暇を取得したと認められること (甲個19の1 [4]) ことからすれば、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	19-1, 2は、札幌市への避難の前に退職をしているが、札幌市への避難は相当性が認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	避難前後を通じて世帯分離が生じていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	会津若松市に避難し、当該避難継続の相当性が認められる平成23年6月から同年12月31日までの約7か月間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用として1万円を認める。				¥20,000	¥20,000	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	少なくとも19-3が平成27年4月に甲状腺の検査を受けたことは認められる (甲個19の1 [11]) が、その他検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する美容室開業準備費用、借家の修繕費用等を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	19-1, 2に各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥63,791,469					¥625,000	¥325,000	¥0
既払額						¥120,000	¥640,000	¥720,000
損害額合計	¥45,000,000					¥505,000	¥-315,000	¥-720,000
弁護士費用	¥4,500,000					¥50,500	¥-31,500	¥-72,000
認容額						¥555,500	¥-346,500	¥-792,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
20	20-1	26歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	新潟県等					
	20-2	27歳（平成23年10月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	新潟県等					
	20-3	7歳（平成23年10月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	新潟県等					
	20-4	4歳（平成23年10月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	新潟県等					
	20-5	1歳（平成23年10月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	新潟県等					
避難の相当性	<p>20-1～5は、本件事故当時、福島県いわき市内の持ち家で5人で生活していた。20-1～5は、平成23年3月15日に自家用車で新潟県に避難し、同月20日には群馬県高崎市に避難し、同月29日にいわき市に戻った。20-2～5は、同年10月15日、自家用車とフェリーで函館市に避難した。20-1もこれに同行し、20-1は同月17日に飛行機等であいわき市に戻った。20-1は、平成26年6月に函館市へ転居した（甲個20の1〔3, 5, 6, 10, 11〕）。</p> <p>自主避難区域である福島県いわき市から平成23年12月31日以前に行われた上記避難には避難の相当性が認められる。20-2～5の函館市への避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。20-1の函館市への転居は、家族と同居するためのものではあるが、本件事故から約3年3か月、家族の避難からも約2年8か月も経過した後に行われたことからすると、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。</p>									
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由				原告番号 20-1	原告番号 20-2	原告番号 20-3	原告番号 20-4	原告番号 20-5
避難交通費	¥128,000	上記避難経路に鑑みれば、福島県と新潟県を5人で自家用車で往復移動した場合の交通費として2万8000円（片道1万4000円）を20-1の損害と認める。また、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として20-2に4万1000円、20-3, 4に各2万0500円を認める。20-5は避難時1歳であるから、避難交通費を要したとは認められない。				¥28,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500	¥0
宿泊費	¥36,000	20-1～5は、平成23年3月15日から同月20日まで新潟県に滞在していた間、ホテルで有償宿泊したと認められるから（甲個20の1〔6〕）、20-1, 2に1泊当たり各1万円の計各5万円、20-3, 4に1泊当たり各5000円の計各2万5000円の宿泊費が生じたと認める。2歳以下である20-5が宿泊費を要したとは認められない。群馬県内では無料で開放されている寺を利用したと認められるから（甲個20の1〔6〕）、宿泊費を支出したとは認められない。				¥50,000	¥50,000	¥25,000	¥25,000	¥0
転居費用	¥0	30万円を20-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700									
食費	¥1,440,000									
住居費	¥1,410,000	20-2～5は、函館市に避難した後は被災者用の団地に入居したと認められるが（甲個20の1〔10〕）、函館市の同団地において家賃を支払っていること及びその額を証拠上認定することはできないから、住居費を要したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	20-2は、函館市に避難する前は専業主婦であったが、避難後、二重生活による生活費が増加したことを理由に、アルバイトを始めたと認められるから（甲個20の1〔10〕）、就職活動を行い、費用を支出したと認めるのが相当であり、20-2に1万円を認める。20-1は平成23年12月31日までの間、本件事故前と同じ勤務先に勤務しているから（甲20の1〔9〕）、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥10,000	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	世帯が分離している期間のうち平成23年10月17日から同年12月31日までの約2か月間の二重生活費用については、本件事故と相当因果関係が認められるから、月額2万円、合計4万円を20-1の損害と認める。				¥40,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	避難継続の相当性が認められる平成23年10月15日から同年12月31日の間は3か月にも満たない短期間であり、その間に一時帰宅したと認めるに足りる証拠もないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	20-2～5が函館市に避難した後、20-1と20-3～5は3, 4か月に1回程度の頻度で面会していたと認められるから（甲個20の1〔10〕）、避難継続の相当性が認められる期間（平成23年10月15日～同年12月31日）の面会回数は多くとも1回を超えないと推定される。1回の面会に要する費用として8万2000円を20-1に認める。				¥82,000	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥76,804,567					¥500,000	¥701,000	¥345,500	¥345,500	¥300,000
既払額						¥120,000	¥120,000	¥720,000	¥720,000	¥720,000
損害額合計	¥75,000,000					¥380,000	¥581,000	¥-374,500	¥-374,500	¥-420,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥38,000	¥58,100	¥-37,450	¥-37,450	¥-42,000
認容額						¥418,000	¥639,100	¥-411,950	¥-411,950	¥-462,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
21	21-1	30歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	21-2	30歳 (平成23年12月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	埼玉県等					
	21-3	11歳 (平成23年12月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	埼玉県等					
	21-4	9歳 (平成23年12月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	埼玉県等					
	21-5	1歳 (平成23年12月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	埼玉県等					
避難の相当性	21-1～5は、本件事故当時、福島県郡山市内の市営団地において、5人で生活していた。21-2～5は、本件事故後、平成23年3月20日頃、埼玉県内の21-2の弟の家にバス等で避難し、そこに同年4月4日頃まで滞在し、再び福島県郡山市に戻った。21-1～5は、同年12月21日に自家用車で札幌市へ避難した(甲個21の1〔2, 4, 5, 7〕)。自主避難区域である福島県郡山市から本件事故直後に行われた埼玉県への避難及び平成23年12月31日までに行われた札幌市への避難は、いずれも相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 21-1	原告番号 21-2	原告番号 21-3	原告番号 21-4	原告番号 21-5
避難交通費	¥136,000	上記避難経路に鑑みれば、福島県と埼玉県をその他交通機関で移動した場合の往復費用2万8000円(片道1万4000円)を21-2に生じた損害、その半額の1万4000円を21-3, 4に生じた損害と認める。また、札幌市への避難に当たって、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の相当額各4万1000円を21-1, 2に生じた損害、その半額の各2万0500円を21-3, 4に生じた損害と認める。21-5はいずれの避難時においても2歳以下であって、交通費を要したとは認められない。				¥41,000	¥69,000	¥34,500	¥34,500	¥0
宿泊費	¥48,000	埼玉県では親族宅に宿泊しており、有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を21-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800									
食費	¥1,095,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	21-1の平成22年の年収は275万5485円であり、平成23年の年収は307万1101円であると認められる(甲個21の2の1, 2)から、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	21-1は避難に際し、平成23年11月30日をもって避難前の職を退職し、新たに平成24年1月に就職した(甲個21の1〔6, 9〕)から、21-1に1万円の損害を認める。21-2は避難前は無職であり、避難先で働き始めたのは平成25年頃である(甲個21の1〔3, 9〕)から、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	平成23年3月20日頃から同年4月4日頃まで世帯が分離して生活しているから、生活費が増加したと考えられ、2万円を21-1の損害と認める。				¥20,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	平成23年3月20日頃から同年4月4日頃までの間、同年12月21日から同月末日までの間は、それぞれ1か月にも満たない短期間であり、また、その間に一時帰宅をしたともうかがわれないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥52,000	世帯が分離していた平成23年3月20日頃から同年4月4日頃までは1か月にも満たない短期間であり、その間に面会をしていたとも認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥80,289,725					¥671,000	¥369,000	¥334,500	¥334,500	¥300,000
既払額						¥599,057	¥122,220	¥1,710,000	¥1,360,000	¥1,360,000
損害額合計	¥75,000,000					¥71,943	¥246,780	¥-1,375,500	¥-1,025,500	¥-1,060,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥7,194	¥24,678	¥-137,550	¥-102,550	¥-106,000
認容額						¥79,137	¥271,458	¥-1,513,050	¥-1,128,050	¥-1,166,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
22	22-1	44歳 (避難開始時)	福島県いわき市	自主避難	北海道千歳市	平成28年1月7日に死亡し22-1が承継	
	22-2	79歳 (避難開始時)	福島県いわき市	自主避難	北海道千歳市		
避難の相当性	22-1, 2は、本件事故当時、福島県いわき市内の借家で二人で生活していた。22-1, 2は、平成23年11月1日、自家用車及びフェリーで北海道千歳市に避難した(甲個22の1 [3, 8])。自主避難区域である福島県いわき市から、平成23年12月31日以前の同年11月に避難していることからすれば、避難の相当性が認められ、また避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯6)	損害認定の判断理由				原告番号 22-1	原告番号 22-2
避難交通費	¥63,000	福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費各4万1000円を22-1, 2の損害と認める。				¥41,000	¥41,000
宿泊費	¥24,000	22-1, 2が避難に際し有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0
転居費用	¥170,000	30万円を22-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥8,475,000						
食費	¥680,000					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥734,900					¥0	¥0
就労不能損害	¥9,913,125	就労不能損害について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転職費用	¥37,167	22-1は、本件事故時は無職であり、避難後に派遣会社に登録したと認められるが(甲22の1 [3, 5, 10])、避難の相当性が認められる平成23年12月31日までに就職活動を行ったと認めるに足りる証拠はない。また、22-2が避難後就職活動を行ったとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥0					¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥555,000	22-1, 2が千歳市に避難した平成23年11月1日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの期間は約2か月にすぎず、この間に22-1, 2が一時帰宅したと認めるに足りる証拠もないことからすると、一時帰宅費用が生じたとは認められない。				¥0	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥20,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥41,362,192					¥641,000	¥341,000
既払額						¥120,000	¥120,000
損害額合計	¥30,000,000					¥521,000	¥221,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥52,100	¥22,100
認容額						¥573,100	¥243,100

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
23	23-1	34歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	北海道江別市				
	23-2	36歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	北海道江別市				
	23-3	7歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	北海道江別市				
	23-4	4歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	北海道江別市				
避難の相当性	23-1~4は、本件事故当時、福島市内の賃貸マンションにおいて、4人で生活していた。23-2~4は、平成23年6月24日、自家用車及びフェリーで福島市から北海道江別市まで避難した。23-1はそれに同行した。翌25日に北海道江別市に到着した。23-1は翌26日に福島市に戻った。23-1は、同年12月28日、平成23年6月と同じ経路で北海道江別市へ避難した(甲個23の1 [3, 8])。自主避難区域である福島市から平成23年12月31日以前に行われた上記避難はいずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。なお、平成23年6月の23-1の移動は、23-2~4の避難に同行したにすぎず、北海道江別市に到着した翌日には福島市に戻っていることからすれば、自身の避難であるとは認められない。								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 23-1	原告番号 23-2	原告番号 23-3	原告番号 23-4
避難交通費	¥128,000	福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として、23-1, 2には各4万1000円を、23-3, 4には各2万0500円を認める。				¥41,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥36,000	23-1~4が上記各避難時に有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を23-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700								
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	23-1~4は、北海道江別市へ避難した後は、同市内の雇用促進住宅に居住し、家賃はかからなかった(甲個23の1 [3, 9]) というのであるから、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	23-1, 2はいずれも避難に際し退職し、避難後北海道で再就職をした(甲個23の1 [4, 5, 9, 10])。そのため、転職費用を要したと認められるから、各1万円を損害と認める。				¥10,000	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年6月26日から同年12月28日までの約6か月間、23-1と23-2~4が別居し世帯が分離して生活していたから、生活費が増加したものと認められ、1か月当たり2万円合計12万円を23-1に生じた損害と認める。				¥120,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	23-2は、少なくとも平成27年8月14日までの間に、子供たちを安全でない福島市に連れていくことに抵抗があったので、23-1の父親の見舞いに短期間1回福島市に戻っただけでずっと帰省をせずに行った(甲23の1 [11])。そして、当該見舞いが行われた時期は明らかではないが、上記事情によれば、23-2~4が、避難継続の相当性が認められる平成23年6月24日から同年12月31日までの間に一時帰宅した回数は、1回を上回ることはないといえる。そのため、1回の一時帰宅に要すると認められる交通費として23-2には8万2000円、23-3, 4には各4万1000円を認める。				¥0	¥82,000	¥41,000	¥41,000
面会費用	¥2,460,000	23-1は23-2~4が母子避難してから半年の間に4回面会に来たというのであって(甲個23の1 [8])、1回の面会に要する交通費として往復で8万2000円を認め、合計32万8000円を23-1の損害と認める。				¥328,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,804,567					¥799,000	¥733,000	¥361,500	¥361,500
既払額						¥1,919,155	¥1,138,396	¥680,000	¥680,000
損害額合計	¥60,000,000					¥-1,120,155	¥-405,396	¥-318,500	¥-318,500
弁護士費用	¥6,000,000					¥-112,015	¥-40,539	¥-31,850	¥-31,850
認容額						¥-1,232,170	¥-445,935	¥-350,350	¥-350,350

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
24	24-1	44歳(避難開始時)	福島県須賀川市	自主避難	札幌市					
	24-2	38歳(避難開始時)	福島県須賀川市	自主避難	札幌市					
	24-3	11歳(平成23年8月の避難時)	福島県須賀川市	自主避難	中華人民共和国等					
	24-4	2歳(避難開始時)	福島県須賀川市	自主避難	札幌市					
	24-5	未出生				平成24年3月生まれ(甲個24の1〔1〕)				
避難の相当性	<p>本件事故以前、24-1～4は、福島県須賀川市内の持ち家で生活していた。本件事故当時、24-2、4はたまたま24-2の実家の上海に帰省していた。24-1は、とりあえず24-3だけでも早急に避難させようと思い、平成23年4月8日、24-2、4が滞在していた上海に24-3を避難させた(以下、この表において「①の避難」という。)。その後、同年7月3日、24-2～4は上海から帰国し、同月5日、まず24-2、4が自家用車とフェリーで札幌市へ避難し、24-3も、同年8月20日、自家用車とフェリーで札幌市へ避難した(以下、併せてこの表において「②の避難」という。)。そして、同年9月20日、24-1が自家用車とフェリーで札幌市へ避難した(以下、この表において「③の避難」という。)(甲個24の1〔3～7〕)。</p> <p>自主避難区域である福島県須賀川市内から平成23年12月31日までに行われた上記各避難は相当であって、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。24-5は避難後に出生しており、避難したとは認められず、また本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。</p>									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯31)	損害認定の判断理由				原告番号 24-1	原告番号 24-2	原告番号 24-3	原告番号 24-4	原告番号 24-5
避難交通費	¥106,000	<p>①の避難については、避難の相当性自体は認められるものの、24-3が上海まで避難することが必要かつ相当であったとは認められないから、必要かつ合理的な範囲の避難交通費として、福島県と東京都とをその他交通機関で移動した場合の往復交通費1万4000円(24-3は当時11歳であったから標準交通費一覧表の半額)を24-3の損害と認める。②の避難については、福島県から北海道までその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を24-2の、その半額の2万0500円を24-3の損害と認める。③の避難については、福島県から北海道までその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を24-1の損害と認める。これに対し、24-4は避難時2歳以下であったから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。</p>				¥41,000	¥41,000	¥34,500	¥0	¥0
宿泊費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を24-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,085,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,380,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	24-1の平成22年の年収は290万8690円、平成23年の年収は291万0265円であると認められる(甲個24の2の3、4)から、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	24-1は、避難に当たり仕事を退職し、避難後は新たな会社で勤務している(甲個24の1〔4、5、8、9〕)から、転職費用を要したと認められ、24-1に1万円を認める。				¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	24-3が上海へ避難した平成23年4月8日から同年7月3日まで、24-2、4が札幌市へ避難した同月5日から24-1が札幌市へ避難する同年9月20日までの合計約6か月間、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、1か月当たり2万円、合計12万円を24-2の損害と認める。				¥0	¥120,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	24-2～4が上海へ避難している期間中に相当と認められる一時帰宅の回数は各1回である。そして、一時帰宅に要する費用として、上海から福島県までの交通費を認めるのは相当とはいえず、合理的かつ必要な範囲として東京都と福島県をその他交通機関で往復した場合の交通費2万8000円を24-2に、1万4000円を24-3に認める。24-1～4が札幌市へ避難してから避難継続の相当性が認められる平成23年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は、各1回であり、一時帰宅に要する交通費として24-1、2に各8万2000円、24-3に4万1000円を認める。一方、2歳以下の24-4が一時帰宅に際し交通費を要したとは認められない。				¥82,000	¥110,000	¥55,000	¥0	¥0

面会費用	¥820,000	24-3, 4が上海に避難している期間中, 24-1と24-3, 4が分離して生活しており, その間に相当と認められる面会回数は3回である。1回の面会に要する費用として, 上海までの交通費を認めるのは相当といえず, 合理的かつ必要な範囲として, 福島県と東京都をその他交通機関で往復した場合の交通費2万8000円を24-1に認める。そして, 平成23年7月5日から同年9月20日までは24-1と24-4が, 同年8月20日から同年9月20日までは24-1と24-3が分離して生活しており, その間相当と認められる面会の回数は2回である。1回の面会に要する費用として福島県と北海道をその他交通機関で移動した場合に要する交通費8万2000円(往復)を24-1に認める。	¥248,000	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	24-1~5が, 代表世帯31の主張するその他移動費用を支出したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	24-1~4に各30万円を認める。	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥76,924,700		¥681,000	¥871,000	¥389,500	¥300,000	¥0
既払額			¥204,706	¥780,000	¥960,000	¥960,000	¥320,000
損害額合計	¥75,000,000		¥476,294	¥91,000	¥-570,500	¥-660,000	¥-320,000
弁護士費用	¥7,500,000		¥47,629	¥9,100	¥-57,050	¥-66,000	¥-32,000
認容額			¥523,923	¥100,100	¥-627,550	¥-726,000	¥-352,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
25	25-1	40歳（平成23年6月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市	25-1の娘は原告ではない。
避難の相当性	<p>本件事故当時、25-1は、25-1の両親、25-1の娘（以下、この表において「娘」という。）と共に福島県いわき市内の25-1の父名義の戸建てに4人で生活していた。平成23年3月11日、25-1が自宅に戻ると自宅は浸水して近づくことはできなかったため、25-1は福島県いわき市内の公民館へ避難した。25-1と娘は、同年5月上旬からいわき市内の借上げ住宅で居住した。同年6月22日、25-1は娘と共に自家用車及びフェリーで札幌市へ避難した（甲25の1〔4, 7, 11, 13〕）。</p> <p>自主避難区域であるいわき市から平成23年12月31日以前に行われた札幌市への避難は相当であり、避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。</p>					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯6）	損害認定の判断理由				原告番号 25-1
避難交通費	¥63,000	福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を損害と認める。				¥41,000
宿泊費	¥24,000	25-1は平成23年6月23日から1週間程度ホテルに滞在しているが、このホテルは札幌市が用意したと認められるから（甲個25の1〔13〕）、25-1が宿泊費を支出したとは認められない。				¥0
転居費用	¥170,000	15万円を損害と認める。				¥150,000
家財道具費用	¥8,475,000					
食費	¥680,000					¥0
住居費	¥0					¥0
気候対応費用	¥734,900					¥0
就労不能損害	¥9,913,125	平成22年の年収は128万5083円であり、平成23年の年収は68万7900円であると認められる（甲個25の2の1, 2）から、その差額59万7183円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥597,183
転職費用	¥37,167	25-1が避難後に再就職をしたとは認められないから（甲個25の1〔16〕）、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
二重生活費用	¥0					¥0
通信費	¥690,000					¥0
一時帰宅費用	¥555,000	避難継続の相当性が認められる平成23年6月22日から同年12月31日の間に相当と認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する交通費は8万2000円であるから、16万4000円を損害と認める。				¥164,000
面会費用	¥0					¥0
検査費用	¥20,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0
その他	¥0					¥0
慰謝料	¥10,000,000	30万円を損害と認める。				¥300,000
合計額	¥31,362,192					¥1,252,183
既払額						¥1,395,429
損害額合計	¥15,000,000					¥-143,246
弁護士費用	¥1,500,000					¥-14,324
認容額						¥-157,570

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
26	26-1	35歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市			
	26-2	30歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市	札幌市への避難時に26-3を妊娠していた (甲個26の1 [6])。		
	26-3	未出生				平成23年12月生まれ (甲個26の1 [1])		
避難の相当性	26-1, 2は、本件事故当時、26-1の実家で、26-1の両親と4人で暮らしていた。平成23年4月に26-2の妊娠が判明し、胎児への影響を懸念し、同年9月14日、26-1, 2は自家用車とフェリーで札幌市への避難を開始した。同日はフェリー内で一泊した。翌15日札幌市に到着した (甲個26の1 [3, 6, 9])。自主避難区域である福島市から、平成23年12月31日までに避難しているから、避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、同日までである。26-3は本件事故時出生していないから、避難をしたとは認められず、また本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 26-1	原告番号 26-2	原告番号 26-3
避難交通費	¥136,000	福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費各4万1000円を26-1, 2の損害と認める。				¥41,000	¥41,000	¥0
宿泊費	¥48,000	平成23年9月14日はフェリー内で一泊しており、有償宿泊したとは認められない。翌15日からホテルに2泊しているが、その料金はNPO法人が負担した (甲個26の1 [9]) というのであって、宿泊費を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を26-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800							
食費	¥1,095,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	26-1の平成22年の年収は276万1345円であり、平成23年の年収は172万2769円である (甲個26の2の1, 2) と認められるから、その差額103万8576円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。26-2の平成22年の年収は130万3318円であり、平成23年の年収は80万7115円であると認められる (甲個26の3の1, 2)。そして、26-2が26-3を妊娠、出産していたことを踏まえても、その差額49万6203円は、本件事故と相当因果関係のある損害であると認めるのが相当である。				¥1,038,576	¥496,203	¥0
転職費用	¥37,167	26-1は避難に際し退職し、平成24年3月に再就職した (甲個26の1 [10]) から、転職費用を要したと認められ、1万円を損害と認める。26-2も避難に際し退職しているが、パートの仕事を始めたのは平成27年5月からであって (甲個26の1 [11])、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前は同居していた26-1の両親と別居し世帯が分離しているから、生活費用が増加したと認められ、平成23年9月14日から同年12月31日までの約4か月間について、1か月あたり2万円、合計8万円を26-1の損害と認める。				¥80,000	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	避難継続の相当性が認められる約4か月の間に相当性が認められる一時帰宅の回数は1回であり、1回の一時帰宅に要する往復の交通費は8万2000円と認められるから、同額を26-1, 2にそれぞれ認める。				¥82,000	¥82,000	¥0
面会費用	¥52,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	26-1, 2にそれぞれ30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥60,289,725					¥1,851,576	¥919,203	¥0
既払額						¥2,532,926	¥845,334	¥1,028,000
損害額合計	¥45,000,000					¥-681,350	¥73,869	¥-1,028,000
弁護士費用	¥4,500,000					¥-68,135	¥7,386	¥-102,800
認容額						¥-749,485	¥81,255	¥-1,130,800

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
27	27-1	33歳（避難開始時）	福島市	自主避難	函館市				
	27-2	33歳（平成23年12月の避難時）	福島市	自主避難	宮城県等				
	27-3	5歳（平成23年12月の避難時）	福島市	自主避難	宮城県等				
	27-4	3歳（平成23年12月の避難時）	福島市	自主避難	宮城県等				
避難の相当性	27-1～4は、本件事故当時、福島市内の持ち家で4人で生活していた。27-2～4は、平成23年3月14日、宮城県大崎市内の27-2の実家に自家用車で避難したが、27-2の実家は半壊状態だったため、同月18日から仙台市内の友人宅に避難した。27-2～4は、同年4月8日、27-3の幼稚園の新学期が始まるのに合わせて自宅に戻った。27-2～4はNPO法人主催の疎開プロジェクトに参加し、同年7月25日から同年8月18日まで北海道（住所省略）に滞在した。同年12月21日、27-1～4は鉄道で函館市まで避難した（甲個27の1〔5,6〕）。自主避難区域である福島市から本件事故直後に行われた宮城県への避難及び平成23年12月31日までの間に行われた函館市への避難は避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。なお、北海道（住所省略）での滞在は、当該時期、期間、一度避難元住所に戻った後の移動であること等に鑑みれば、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。								
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由				原告番号 27-1	原告番号 27-2	原告番号 27-3	原告番号 27-4
避難交通費	¥128,000	上記避難経路に鑑みれば、福島県と宮城県を自家用車で往復した交通費として2万4000円（片道1万2000円）を27-2の損害と認める。また、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として、27-1, 2には各4万1000円を、27-3, 4には各2万0500円を、それぞれ認める。				¥41,000	¥65,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥36,000	27-1～4が避難に当たり有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を27-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700								
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	27-1～4が函館市に避難後、賃貸アパートに居住していることが認められるが（甲個27の1〔3,6,7〕）、住居費を要していること及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	27-1は函館市への避難に際し退職し、避難先で再就職しているから（甲27の1〔3,4,6〕）、転職費用として1万円を損害と認める。27-2は本件事故前は無職であり、働き始めたのは平成27年頃からであると認められ（甲個27の1〔4,9〕）、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥10,000	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年3月14日から同年4月8日までの約1か月間27-1と27-2～4が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと推認されるから、2万円を27-1の損害と認める。				¥20,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	避難の相当性が認められる期間はいずれも3か月にも満たない短期間であって、また、その間に一時帰宅したともうかがわれないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	世帯が分離していた平成23年3月14日から同年4月8日の間に相当と認められる面会回数は1回であり、1回の面会に要する費用として福島県と宮城県をその他交通機関で往復で移動した場合の1万8000円を27-1の損害と認める。				¥18,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,804,567					¥689,000	¥365,000	¥320,500	¥320,500
既払額						¥120,000	¥120,000	¥720,000	¥720,000
損害額合計	¥60,000,000					¥569,000	¥245,000	¥-399,500	¥-399,500
弁護士費用	¥6,000,000					¥56,900	¥24,500	¥-39,950	¥-39,950
認容額						¥625,900	¥269,500	¥-439,450	¥-439,450

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
28	28-1	29歳(避難開始時)	福島県伊達市	自主避難	札幌市		
	28-2	2歳(避難開始時)	福島県伊達市	自主避難	札幌市		
避難の相当性	本件事故当時、28-1は当時の夫（以下、この表において「元夫」という。）と28-2と3人で福島県伊達市内で生活していた（なお、28-1は平成24年7月に元夫と離婚した。）。23-1,2は、平成23年7月5日、元夫を福島県に残し、福島県から札幌市へ自家用車とフェリーで避難した（甲個28の1〔3, 6, 7〕）。自主避難区域である福島県伊達市から、平成23年12月31日以前である同年7月5日に避難しているから、避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 28-1	原告番号 28-2
避難交通費	¥128,000	福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を28-1の損害と認める。28-2は避難当時2歳であるから、交通費を要したとは認められない。				¥41,000	¥0
宿泊費	¥36,000	23-1,2は、避難に際し、札幌市のビジネスホテルに宿泊したと認められるが（甲個28の1〔6〕）、宿泊費の有無及び額について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を28-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥13,812,700						
食費	¥1,440,000					¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	28-1,2は、札幌市に避難後は雇用促進住宅に居住しているところ、少なくとも平成28年12月までは賃料が無料であったと認められるから（甲個28の1〔7〕）、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0
転職費用	¥37,167	28-1は、避難前は無職であったところ、避難後、元夫と離婚して自分で収入を得る必要が生じたため、平成25年3月に就職したと認められるから（甲個28の1〔3, 8〕）、本件事故によって転職を余儀なくされたとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	世帯が分離していた期間のうち平成23年7月5日から同年12月31日までの約6か月間の二重生活費用については、本件事故と相当因果関係が認められるから、1か月当たり2万円（合計12万円）を28-1の損害と認める。				¥120,000	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年7月5日から同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は1回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として8万2000円を28-1の損害と認める。なお、避難開始時に2歳であった28-2が交通費を要したとは認められない。				¥82,000	¥0
面会費用	¥2,460,000	元夫が少なくとも平成23年12月末に札幌市に来て28-2と面会したことが認められるが（甲個28の1〔7〕）、その費用を28-1が負担したと認めるに足りる証拠はないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥46,804,567					¥843,000	¥300,000
既払額						¥545,780	¥1,160,000
損害額合計	¥30,000,000					¥297,220	¥-860,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥29,722	¥-86,000
認容額						¥326,942	¥-946,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
29	29-1	33歳（平成23年6月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	福島県郡山市等		
	29-2	24歳（平成23年6月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	福島県郡山市等		
避難の相当性	29-1, 2は、本件事故当時、福島県いわき市内の賃貸住宅で2人で生活していた。29-1, 2は、本件事故を知り、①平成23年3月14日、福島県郡山市内の29-2の実家へ避難し（以下、この表において「①の避難」という。）、一週間程度滞在した。その後29-1はいわき市内の自宅に戻った。29-2は、同月31日、いわき市内の自宅に戻った。29-1, 2は、②平成23年6月13日、福島県いわき市から自家用車とフェリーで新潟県、小樽市を経由して札幌市へ避難した（以下、この表において「②の避難」という。）（甲個29の1〔3～6〕）。①の避難は、自主避難区域である福島県いわき市から本件事故直後に行われたものであり、②の避難は、平成23年12月31日以前である同年6月13日に行われたものであるから、いずれも避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日である。						
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯6）	損害認定の判断理由				原告番号 29-1	原告番号 29-2
避難交通費	¥63,000	①の避難については、同一県内の移動であるが、移動手段が明らかではないから、その他交通機関で往復した場合の交通費として各1万円（片道5000円）を認める。②の避難については、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として各4万1000円を認める。				¥51,000	¥51,000
宿泊費	¥24,000	①の避難の際、29-1, 2は29-1の実家に避難しており、有償宿泊したとは認められない。一方、②の避難の際は、29-1, 2は、平成23年6月13日に新潟市内のホテルに1泊したこと、同月15日から札幌市内のホテルで2泊したこと、札幌市内のホテルでは2泊まで無料であったことが認められる（甲個29の1〔6〕）。以上によれば、宿泊費として各1万円を本件事故と相当因果関係のある損害として認める。なお、同ホテルの駐車場は有料であったと認められるものの（甲個29の1〔6〕）、その額については、これを認めるに足りる証拠はない。				¥10,000	¥10,000
転居費用	¥170,000	30万円を29-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥8,475,000						
食費	¥680,000						
住居費	¥0						
気候対応費用	¥734,900					¥0	¥0
就労不能損害	¥9,913,125	29-1の平成22年の年収は363万0146円、平成23年の年収は244万4534円と認められる（甲個29の2の1, 2）から、その差額118万5612円を29-1の損害と認める。				¥1,185,612	¥0
転職費用	¥37,167	29-1は、平成23年5月31日に退職し、同年10月に再就職したこと、29-2も、避難先で同年8月に就職したことが認められるから（甲個29の1〔3, 6, 8〕）、各1万円を損害と認める。				¥10,000	¥10,000
二重生活費用	¥0					¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥555,000	避難継続の相当性が認められる平成23年6月13日から同年12月31日までの約7か月間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として各8万2000円を認める。				¥164,000	¥164,000
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥20,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥41,362,192					¥2,020,612	¥535,000
既払額						¥1,286,216	¥80,000
損害額合計	¥30,000,000					¥734,396	¥455,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥73,439	¥45,500
認容額						¥807,835	¥500,500

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
30	30-1	34歳 (家族の避難開始時)	福島市	自主避難			
	30-2	36歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市		
	30-3	6歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市		
	30-4	4歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市		
	30-5	3歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市		
避難の相当性	30-1～5は、本件事故当時、福島市内で5人で生活していた。30-2～5は、平成23年6月12日、自家用車及びフェリーで札幌市に避難した。30-1はその移動に同行したが、仕事のため福島県へ戻った(甲個30の1 [3, 7, 8])。自主避難区域である福島市から平成23年6月12日に避難していることからすれば、避難は相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。なお、30-1は30-2～5の避難に同行したにすぎないから、これを避難と認めることはできない。						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由	原告番号 30-1	原告番号 30-2	原告番号 30-3	原告番号 30-4	原告番号 30-5
避難交通費	¥128,000	福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費を本件事故と相当因果関係のある損害と認め、30-2に4万1000円、30-3～5に各2万0500円をそれぞれ認める。	¥0	¥41,000	¥20,500	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥36,000	札幌市に到着後3日間はホテルに宿泊したがホテル代は無料であったと認められるから(甲個30-1 [7])、損害が発生したと認めることはできない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を30-2の損害と認める。	¥0	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	30-2～5は、避難後は雇用促進住宅に居住していると認められるが(甲個30の1 [3, 8])、賃料支払の有無及び額を認めるに足りる証拠はないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	30-1は避難も退職もしていないから、転職費用を要したとは認められない。 30-2は、避難前は専業主婦であったが、平成23年9月からパートとして働き始めたのであって(甲個30の1 [4, 10])、転職費用を要したと認められるから、1万円を損害と認める。	¥0	¥10,000	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	世帯が分離している期間のうち平成23年6月12日から同年12月31日までの約7か月間の二重生活費用については、本件事故と相当因果関係が認められるから、1月当たり2万円(合計14万円)を30-1に生じた損害と認める。	¥140,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	30-2～5が避難後に福島市の自宅に戻ったのは平成26年8月が初めてというのであって(甲個30の1 [10, 11])、避難継続の相当性が認められる平成23年6月から同年12月31日までの間に一時帰宅をしたとは認められないから、損害が生じたとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	平成23年6月12日から同年12月31日の間に相当性が認められる面会回数は6回であり、1回の面会に要する交通費は8万2000円であるから、合計49万2000円を30-1の損害と認める。	¥492,000	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥76,804,567		¥932,000	¥651,000	¥320,500	¥320,500	¥320,500
既払額			¥1,315,600	¥120,000	¥1,100,000	¥1,100,000	¥1,100,000
損害額合計	¥75,000,000		¥-383,600	¥531,000	¥-779,500	¥-779,500	¥-779,500
弁護士費用	¥7,500,000		¥-38,360	¥53,100	¥-77,950	¥-77,950	¥-77,950
認容額			¥-421,960	¥584,100	¥-857,450	¥-857,450	¥-857,450

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
31	31-1	44歳(家族の避難開始時)	福島県白河市	区域外		
	31-2	44歳(避難開始時)	福島県白河市	区域外	札幌市	
	31-3	13歳(避難開始時)	福島県白河市	区域外	札幌市	
	31-4	11歳(避難開始時)	福島県白河市	区域外	札幌市	
避難の相当性	<p>31-1~4は、本件事故当時、福島県白河市の持ち家に居住していた。平成23年7月21日、31-2~4は、自家用車とフェリーで北海道へ避難した(甲個31の1[3, 11], 31-2本人[1, 2])。</p> <p>避難元住所地と本件原発の距離は、約81kmであった(乙個31の1)。県南合同庁舎における放射線量は、平成23年3月15日は毎時7.56マイクロシーベルトであったものの、翌16日には毎時4.1マイクロシーベルトとなり、その後放射線量は低減し続け、同年4月19日には毎時0.67マイクロシーベルトであった(乙共270の1)。平成23年8月29日時点における避難元住所地の近隣の地点における放射線量は毎時0.42マイクロシーベルトであった(乙個31の2の1)。</p> <p>避難元住所と本件原発との距離、白河市は避難指示等対象区域と隣接していないこと、31-2~4の避難時期は本件事故直後とはいえず、本件事故直後の混乱期を脱した後の避難であるといえること、本件事故後一旦は高くなった白河市内の放射線量も、平成23年3月16日以降低減し続けていたといえること等に鑑みれば、上記避難は本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。</p>					
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯)	損害認定の判断理由	原告番号 31-1	原告番号 31-2	原告番号 31-3	原告番号 31-4
避難交通費	¥106,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
宿泊費	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,085,000					
食費	¥1,380,000		¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250		¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥690,000		¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥820,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
合計額	¥66,924,700		¥0	¥0	¥0	¥0
既払額			¥1,859,935	¥675,686	¥960,000	¥960,000
損害額合計	¥60,000,000		¥-1,859,935	¥-675,686	¥-960,000	¥-960,000
弁護士費用	¥6,000,000		¥-185,993	¥-67,568	¥-96,000	¥-96,000
認容額			¥-2,045,928	¥-743,254	¥-1,056,000	¥-1,056,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
32	32-1	43歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市			
	32-2	25歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市			
	32-3	2歳(避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市			
避難の相当性	<p>32-1～3は、本件事故当時、福島県郡山市内の賃貸マンションで生活していた。平成23年3月12日、32-1の勤務先から県外へ避難するよう指示があり、32-1～3が自家用車で札幌市へ向けて移動を開始した。同日は新潟県内のホテルに1泊し、同月13日フェリーに乗船し、同月14日に北海道苫小牧市に到着し、そこから札幌市内の32-1の実家に避難した。同月22日から25日は札幌市内のホテルに宿泊し、同月26日、32-2、3は32-1の実家に戻り、32-1は同月27日勤務先から招集がかかり、東京都へ移動した。32-2、3は同年4月11日からは札幌市内の賃貸の住居を借り、そこに移動した。32-1は同日より福島県内での勤務を再開し、郡山市内で生活をした。32-1は、北海道への転勤願を出し、それが受け入れられたことから、同年10月1日より北海道で稼働することとなり、北海道で生活している(甲個32の1[3～6])。</p> <p>自主避難区域である福島県郡山市から、平成23年12月31日以前に行われた32-1～3の北海道への避難は、避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。</p>							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯31)	損害認定の判断理由				原告番号 32-1	原告番号 32-2	原告番号 32-3
避難交通費	¥106,000	上記避難経路に鑑みれば、平成23年3月12日の避難については、福島県と北海道をその他交通機関で移動した場合の交通費として、32-1に往復分8万2000円、32-2に4万1000円を認める。一方、32-3は当時2歳であるから、交通費を要したものは認められない。なお、32-1は、平成23年10月1日頃、札幌市へ転居しているが、これは転勤によるものであって、本件事故と相当因果関係のある避難交通費を要したとは認められない。				¥82,000	¥41,000	¥0
宿泊費	¥0					¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を32-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0
家財道具費用	¥14,085,000							
食費	¥1,380,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	就労不能損害が生じたことについて具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	32-1は避難前後を通じて同じ職場での勤務を継続しているから(甲個32の1[6])、転職費用を要したとは認められない。32-2は本件事故前は専業主婦であり、再就職したのは平成26年3月頃から(甲個32の1[3,7])というのであって、避難後相当期間が経過しているから、転職費用を要したとしても、これを本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。				¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	平成23年3月27日から同年9月30日までの約6か月間、32-1と32-2、3が別居し世帯が分離して生活していたから、生活費が増加したものと認められ、1月当たり2万円(合計12万円)を32-1に生じた損害と認める。				¥120,000	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	32-2、3の避難継続の相当性が認められる平成23年3月12日から同年12月31日までの間で、相当性が認められる一時帰宅の回数は3回であり、1回の一時帰宅に要する費用として32-2に8万2000円を認める。2歳であった32-3には損害が発生したと認めることはできない。32-1の避難は、平成23年3月の避難も、同年10月以降の避難も、短期間のものであるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥246,000	¥0
面会費用	¥820,000	32-1と32-2、3が分離して生活していた平成23年3月27日から同年9月30日までの間に相当性が認められる面会回数は3回であり、1回の面会のために要する交通費は8万2000円である。				¥246,000	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	代表世帯31が主張する面会交通費を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥56,924,700					¥748,000	¥887,000	¥300,000
既払額						¥1,715,528	¥80,000	¥760,000
損害額合計	¥45,000,000					¥-967,528	¥807,000	¥-460,000
弁護士費用	¥4,500,000					¥-96,752	¥80,700	¥-46,000
認容額						¥-1,064,280	¥887,700	¥-506,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
33	33-1	34歳(避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市	
	33-2	34歳(避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市	
	33-3	3歳(避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市	
	33-4	1歳(避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市	
避難の相当性	33-1~4は、本件事故当時、福島市内の賃貸マンションで4人で生活していた。33-1~4は、平成23年11月4日、自家用車とフェリーで札幌市への避難を開始した。同月7日、札幌市内の借上げ住宅まで避難した。33-1~4は、避難を継続していたが、平成26年12月15日、福島市に帰還した(甲個33の1[3, 9, 10, 12])。自主避難区域である福島市から平成23年12月31日以前に避難していることからすれば、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。					
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由	原告番号 33-1	原告番号 33-2	原告番号 33-3	原告番号 33-4
避難交通費	¥136,000	避難交通費として、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の往復の交通費各8万2000円を33-1, 2に、その半額である4万1000円を避難開始時3歳であった33-3に認める。避難開始時に1歳であった33-4は避難交通費を要したとは認められない。	¥82,000	¥82,000	¥41,000	¥0
宿泊費	¥48,000	避難に際し有償宿泊したとの具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を33-1の損害と認める。	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800					
食費	¥1,095,000		¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700		¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	33-1の平成22年の年収は274万6504円であり、平成23年の年収は245万1504円であると認められる(甲個33の2の1, 2)から、その差額29万5000円を33-1の損害と認める。	¥295,000	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	33-1は避難に際し平成23年10月25日に退職し、就職先を探すのに苦労したが平成26年1月に避難先で新たに就職した(甲個33の1[7, 9])。33-2は避難前は専業主婦で、子どもが少なくとも小学校に入学するまでは子育てに専念したいと考えていたが、避難後33-1の仕事がなかなか決まらなかったこともあり仕事を始めた(甲個33の1[5, 9, 11])。そのため、33-1, 2ともに転職費用を要したと認められるから、各1万円を損害と認める。	¥10,000	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難によって世帯分離が生じたとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000		¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	避難の相当性が認められるのは、平成23年11月4日から同年12月31日までの約2か月であり、3か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥52,000	避難によって世帯分離が生じたとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥70,289,725		¥987,000	¥392,000	¥341,000	¥300,000
既払額			¥558,260	¥120,000	¥1,220,000	¥1,220,000
損害額合計	¥60,000,000		¥428,740	¥272,000	¥-879,000	¥-920,000
弁護士費用	¥6,000,000		¥42,874	¥27,200	¥-87,900	¥-92,000
認容額			¥471,614	¥299,200	¥-966,900	¥-1,012,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
34	34-1	30歳(避難開始時)	福島県二本松市	自主避難	北海道三笠市					
	34-2	30歳(避難開始時)	福島県二本松市	自主避難	北海道三笠市					
	34-3	4歳(避難開始時)	福島県二本松市	自主避難	北海道三笠市					
	34-4	2歳(避難開始時)	福島県二本松市	自主避難	北海道三笠市					
	34-5	0歳(避難開始時)	福島県二本松市	自主避難	北海道三笠市					
避難の相当性	34-1～5は、本件事故当時、福島県二本松市内の市営住宅で生活していた。34-2～5は、平成23年3月18日、北海道三笠市への避難を開始し、各地の避難所や親戚宅を経て、同月28日北海道三笠市に到着した。34-1は、34-2～5と同居するため、同年11月4日までに自家用車及びフェリーで北海道三笠市へ避難した(甲個34の1[3,5～7])。自主避難区域である福島県二本松市から本件事故直後に行われた34-2～5の避難、平成23年11月に行われた34-1の避難はいずれも相当性が認められ、34-1～5の避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 34-1	原告番号 34-2	原告番号 34-3	原告番号 34-4	原告番号 34-5
避難交通費	¥128,000	避難交通費として、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費を認めることとし、34-1, 2には各4万1000円、34-3には2万0500円を認める。一方、避難開始時に2歳以下であった34-4, 5は、避難交通費を要したとは認められない。				¥41,000	¥41,000	¥20,500	¥0	¥0
宿泊費	¥36,000	34-2～5は、平成23年3月の避難の際、避難場所や親戚宅に滞在しており、有償宿泊したとは認められない。また、34-1が平成23年11月の避難の際に有償宿泊したとは認められない。よって、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を34-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	34-1～5は、避難元の住所では市営住宅に居住し、北海道三笠市に避難後、34-2の祖母宅を出てからは住宅を賃借していることが認められるが(甲個34の1[3,6])、避難前後いずれの賃料についても具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	34-1は、避難に際し退職し、避難後の平成23年12月に再就職をしたから(甲個34の1[6,7])、転職費用を要したと認められ、1万円を損害と認める。34-2は避難前は専業主婦であり(甲個34の1[4])、避難後新たに就職したともうかがわれず、転職費用を要したとは認められない。				¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年3月18日から同年11月4日までの約8か月間、34-1と34-2～5が別居し世帯が分離して生活していたから、生活費が増加したものと認められ、1か月当たり2万円(合計16万円)を34-1の損害と認める。				¥160,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	34-2～5の避難継続の相当性が認められる平成23年3月18日から同年12月31日までの間、3回の一時帰宅が相当と認められ、一回の一時帰宅に要する費用として34-2に8万2000円、34-3に4万1000円を認める。34-1については、避難継続の相当性が認められる平成23年11月4日から同年12月31日までは3か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥246,000	¥123,000	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	世帯が分離していた平成23年3月18日から同年11月4日までの間、面会の相当性が認められるのは4回であり、1回の面会に要する費用は8万2000円であるから、34-1に32万8000円の損害を認める。				¥328,000	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥76,804,567					¥839,000	¥887,000	¥443,500	¥300,000	¥300,000
既払額						¥1,847,439	¥80,000	¥620,000	¥620,000	¥620,000
損害額合計	¥75,000,000					¥-1,008,439	¥807,000	¥-176,500	¥-320,000	¥-320,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥-100,843	¥80,700	¥-17,650	¥-32,000	¥-32,000
認容額						¥-1,109,282	¥887,700	¥-194,150	¥-352,000	¥-352,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
35	35-1	27歳(平成23年8月の避難時)	福島県相馬郡(住所省略)	自主避難	札幌市				
	35-2	26歳(平成23年6月の避難時)	福島県相馬郡(住所省略)	自主避難	札幌市				
	35-3	1歳(平成23年6月の避難時)	福島県相馬郡(住所省略)	自主避難	札幌市				
	35-4	未出生				平成25年7月生まれ(甲個35の1〔1〕)			
避難の相当性	<p>本件事故当時、35-1～3は福島県相馬郡(住所省略)で35-1の祖父母、35-1の母と共に6人で生活していた。本件事故直後、35-1～3は自家用車で福島市内の親戚宅に1週間程度に避難した。35-2、3は、平成23年6月12日、仙台港から北海道苫小牧市までフェリーを利用して札幌市まで避難した。35-1は、同年8月28日に同様のルートで札幌市に避難した(甲個35の1〔3～6〕)。</p> <p>自主避難区域である福島県相馬郡(住所省略)から平成23年12月31日以前に行われた上記避難はいずれも相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。</p> <p>35-4は、避難後の平成25年に出生しており、そもそも避難したとは認められない。</p>								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 35-1	原告番号 35-2	原告番号 35-3	原告番号 35-4
避難交通費	¥128,000	上記避難経緯に鑑みれば、福島市への避難に対し、福島県内を自家用車で往復した場合の交通費1万円を35-1の損害と認める。また、福島県から北海道への避難に対し、福島県から北海道へその他交通で移動した場合の交通費として、35-1、2には各4万1000円を認める。避難時に1歳であった35-3は避難交通費を要したとは認められない。				¥51,000	¥41,000	¥0	¥0
宿泊費	¥36,000	35-1～3が避難に際し有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を35-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700								
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	35-1～3は、避難後、札幌市の雇用促進住宅に居住し、家賃を支払っていなかったと認められるから(甲個35の1〔6〕)、住居費を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	35-1、2は避難に伴い退職し、避難後新たな職に就いており(甲個35の1〔4、7、8〕)、転職費用を要したと認められるから、各1万円を損害と認める。				¥10,000	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	35-1～3は避難前は同居していた35-1の祖父母らと避難後は別居し、世帯が分離して生活していたから、生活費が増加したものと認められ、平成23年6月12日から同年12月31日までの約7か月分として1月当たり2万円(合計14万円)を35-1に生じた損害と認める。				¥140,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	避難継続の相当性が認められる避難期間中(35-1は平成23年8月28日から同年12月31日まで、35-2、3は平成23年6月12日から同年12月31日まで)に相当と認められる一時帰宅の回数は35-1は1回、35-2、3は2回であり、35-1、2が1回の一時帰宅に要する交通費は8万2000円であるから、35-1に8万2000円、35-2に16万4000円を認める。35-3は1歳であり一時帰宅に伴い本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥82,000	¥164,000	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	35-2、3と35-1が分離して生活していた平成23年6月12日から同年8月28日までに相当性の認められる面会の回数は2回であり、1回の面会に必要な交通費は8万2000円であるから、35-1に16万4000円を認める。				¥164,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	35-1～3に各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥66,804,567					¥747,000	¥815,000	¥300,000	¥0
既払額						¥912,879	¥412,742	¥320,000	¥0
損害額合計	¥60,000,000					¥-165,879	¥402,258	¥-20,000	¥0
弁護士費用	¥6,000,000					¥-16,587	¥40,225	¥-2,000	¥0
認容額						¥-182,466	¥442,483	¥-22,000	¥0

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
36	36-1	28歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	北海道夕張郡(住所省略)等					
	36-2	29歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	北海道夕張郡(住所省略)等					
	36-3	9歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	北海道夕張郡(住所省略)等					
	36-4	5歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	北海道夕張郡(住所省略)等					
	36-5	未出生				平成24年9月生まれ(甲個36の1 [1])				
避難の相当性	<p>本件事故当時、36-1~4は、福島県郡山市内の賃貸住宅で生活していた。平成23年3月15日頃、36-2の父に帰って来いと強く言われ、また、同日頃に勤務先から自宅待機を命じられたため、①36-1~4は、同月16日に北海道へ避難し(以下、この表において「①の避難」という。)、当初は36-2の実家(北海道夕張郡(住所省略))及び36-1の実家(北海道恵庭市)に滞在することを繰り返し、同年4月6日に福島県へ戻った。②平成24年3月17日、36-1~4は札幌市へ避難した(以下、この表において「②の避難」という。)(甲個36の1 [3~6])。</p> <p>①の避難は、自主避難区域である福島県郡山市内から本件事故直後に行われた避難であり、避難の相当性が認められる。②の避難は、本件事故から1年程度経過してからのものであり、平成23年12月には本件事故が収束した旨の宣言がされていたこと、避難元住所から本件原発からの距離が約55kmであったこと(乙個36の1)、同年8月30日時点の避難元住所近辺の空間放射線量は毎時0.54マイクロシーベルト、平成24年8月31日の同地点の空間放射線量は毎時0.30マイクロシーベルトであり(乙個36の2の1, 2)、避難元住所近辺の空間放射線量は、本件事故から日が経つにつれて低減していたと認められることからすれば、幼い子がいたこと、36-2が妊娠していたことを踏まえても、本件事故と相当因果関係のある避難であると認められない。</p> <p>36-5は本件事故後かつ②の避難後に出生しているから、そもそも避難をしたとは認められず、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。</p>									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 36-1	原告番号 36-2	原告番号 36-3	原告番号 36-4	原告番号 36-5
避難交通費	¥136,000	①の避難の交通費として、福島県と北海道の往復にその他交通機関を用いた場合に要する交通費8万2000円を36-1, 2に、その半額を避難開始時3歳以上11歳以下であった36-3, 4に認める。				¥82,000	¥82,000	¥41,000	¥41,000	¥0
宿泊費	¥48,000	①の避難時には、36-1及び2の実家に滞在したというのであって、有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	①の避難の際、36-1~4は36-1の実家又は36-2の実家に滞在していたこと、①の避難は短期間で終了していることなどからすると、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800									
食費	¥1,095,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	就労不能損害についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	36-1は①の避難前後を通じ同じ職場で勤務しており、36-2は①の避難前後を通じて専業主婦であったと推定されるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前後を通じて世帯が分離していないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	①の避難は20日程度の短期間のものであり、また当該期間中に一時帰宅したともうかがわれず、一時帰宅したとの具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥52,000	世帯が分離して生活していないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	36-1~4に各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥80,289,725					¥382,000	¥382,000	¥341,000	¥341,000	¥0
既払額						¥1,402,766	¥900,000	¥1,020,000	¥1,020,000	¥140,000
損害額合計	¥75,000,000					¥-1,020,766	¥-518,000	¥-679,000	¥-679,000	¥-140,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥-102,076	¥-51,800	¥-67,900	¥-67,900	¥-14,000
認容額						¥-1,122,842	¥-569,800	¥-746,900	¥-746,900	¥-154,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
37	37-1	34歳(避難開始時)	福島県相馬市	自主避難	北海道富良野市		
	37-2	4歳(避難開始時)	福島県相馬市	自主避難	北海道富良野市		
避難の相当性	37-1,2は、本件事故当時、福島県相馬市内で、37-1の母（以下、この表において「母」という。）、37-1の弟（以下、この表において「弟」という。）と4人で生活していた。37-1は、平成23年3月26日から同月28日、37-2とともに、高速バスで東京都武蔵野市内の友人宅に避難した。平成23年4月30日、37-1,2は飛行機及び電車で北海道富良野市に避難した（甲個37の1〔3,7,8〕）。 自主避難区域である福島県相馬市から平成23年12月31日以前に行われた上記避難には、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 37-1	原告番号 37-2
避難交通費	¥128,000	上記避難経緯に鑑みれば、福島県と東京都をその他交通機関で移動した場合の往復の交通費として37-1に2万8000円、37-2に1万4000円を認める。これに加えて、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として37-1に4万1000円、37-2に2万0500円を認める。				¥69,000	¥34,500
宿泊費	¥36,000	避難に際し有償宿泊したとしようかがわからないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を37-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥13,812,700						
食費	¥1,440,000					¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	37-1,2は、避難後、北海道富良野市内の職員住宅等に居住したことが認められるが（甲個37の1〔3,9〕）、住居費を支出したこと及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0
転職費用	¥37,167	37-1は避難に当たって退職し、避難先で新たに就職しているから（甲個37の1〔4,11〕）、転職費用を要したと認められ、1万円を損害と認める。				¥10,000	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	37-1,2は避難前は母、弟と暮らしていたが、37-1,2が避難したことにより別居し、世帯を分離して生活しているから、生活費が増加したものと認められ、避難継続の相当性が認められる平成23年4月30日から同年12月31日までの約8か月間について一月当たり2万円を37-1の損害と認める。				¥160,000	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年4月30日から同年12月31日までの約8か月間で相当性の認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用として37-1に8万2000円、37-2に4万1000円を認める。				¥164,000	¥82,000
面会費用	¥2,460,000	37-1,2は避難前後を通じて同居しているから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥46,804,567					¥1,003,000	¥416,500
既払額						¥2,217,775	¥320,000
損害額合計	¥30,000,000					¥-1,214,775	¥96,500
弁護士費用	¥3,000,000					¥-121,477	¥9,650
認容額						¥-1,336,252	¥106,150

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
38	38-1	37歳(平成23年10月の避難時)	福島市	自主避難	札幌市				
	38-2	36歳(平成23年10月の避難時)	福島市	自主避難	札幌市				
	38-3	7歳(平成23年10月の避難時)	福島市	自主避難	札幌市				
	38-4	4歳(平成23年10月の避難時)	福島市	自主避難	札幌市				
避難の相当性	38-1~4は、本件事故当時、福島市内で4人で生活していた。38-1~4は、①地震によって、自宅マンションの屋上の貯水槽が壊れて居室内が水浸しになったため、38-1の母親の家で平成23年5月下旬まで生活した(以下、この表において「①の避難」という。)。38-1~4は、同年10月24日、自動車とフェリーで札幌市に避難し(以下、この表において「②の避難」という。)、翌25日に札幌市内の雇用促進住宅に入居した(甲個38の1〔6~8〕)。 ①の避難は、地震による避難であって、本件事故による避難であるとは認められない。②の避難は、自主避難区域である福島市から平成23年10月に行われた避難であることからすれば、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、同年12月31日までである。								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 38-1	原告番号 38-2	原告番号 38-3	原告番号 38-4
避難交通費	¥136,000	②の避難について、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として38-1,2に各4万1000円を、38-3,4に各2万0500円を認める。				¥41,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥48,000	②の避難に際し、有償宿泊したとはうかがわれず、また有償宿泊をしたことについての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を38-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800								
食費	¥1,095,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	38-1は、職場の工場が壊れて使えなくなったため解雇されたというのであって、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない(甲個38の1〔7〕)。38-2は就労不能損害について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	38-1は職場の工場が壊れて使えなくなったため解雇され、その後就職活動を行い、平成23年11月から新たな職に就いた(甲個38の1〔4,5,7,8,11〕)。38-1は、地震によって解雇され、就職活動を要したといえるから、転職活動に要した費用は本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。また、38-2は本件事故前はパートで勤務しており、避難に当たり退職したと推認されるが、新たな勤務先で働いているのは平成26年4月からであって(甲個38の1〔5,11〕)、転職に要した費用は本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難により世帯分離が生じたとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	避難継続の相当性が認められる平成23年10月24日から同年12月31日までの間は、3か月間にも満たない短期間であり、また、その間に一時帰宅をしたともうかがわれないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥52,000	避難により世帯分離が生じたとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥70,289,725					¥641,000	¥341,000	¥320,500	¥320,500
既払額						¥220,586	¥421,021	¥1,200,000	¥1,200,000
損害額合計	¥60,000,000					¥420,414	¥-80,021	¥-879,500	¥-879,500
弁護士費用	¥6,000,000					¥42,041	¥-8,002	¥-87,950	¥-87,950
認容額						¥462,455	¥-88,023	¥-967,450	¥-967,450

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
39	39-1	40歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	宮城県仙台市等				
	39-2	28歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	宮城県仙台市等				
	39-3	0歳(平成23年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	宮城県仙台市等				
	39-4	未出生				平成24年3月生まれ(甲個39の1[1])			
避難の相当性	39-1~3は、本件事故当時、福島県郡山市内の持ち家で生活していた。①39-1~3は、平成23年3月14日、仙台市内の39-2の実家に避難した(以下、この表において「①の避難」という。)。39-1は、同月20日、福島県に戻った。39-2は、仙台市と郡山市を行き来する生活をしている中、妊娠が分かり、39-3とともに東京里帰りプロジェクトに参加するため東京都へ移動し、平成24年3月6日、39-4を出産した。②39-1~4は、平成25年4月、それぞれの居住地から札幌市へ避難した(以下、この表において「②の避難」という。)(甲個39の1[3,4])。自主避難区域である福島県郡山市内から本件事故直後に行われた①の避難は、避難の相当性が認められる。39-2、3の避難継続の相当性が認められるのは、平成23年12月31日までである。②の避難は、本件事故から約2年1か月後であること、平成23年12月には本件事故の収束が宣言されていたことからすれば、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯31)	損害認定の判断理由				原告番号 39-1	原告番号 39-2	原告番号 39-3	原告番号 39-4
避難交通費	¥106,000	①の避難時の交通手段を証拠上認定することはできないが、上記避難経緯に鑑みれば、39-1には福島県と宮城県をその他交通機関で往復した場合の1万8000円を、39-2には福島県から宮城県へその他交通機関で移動した場合の9000円を損害と認める。避難開始時に0歳であった39-3は避難交通費を要したとは認められない。なお、39-2が東京都へ移動した時期については、証拠上認定することができず、東京都へ移動した交通費について本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。				¥18,000	¥9,000	¥0	¥0
宿泊費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	①の避難の際、39-1~3は39-2の実家に滞在していたことなどからすると、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,085,000					¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,380,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	39-1の平成22年の年収は721万1950円、平成23年の年収は720万2938円であると認められる(甲個39の2の1,2)から、その差額9012円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥9,012	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	39-1は①の避難前後を通じて同じ職に就いていたから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。39-2は、本件事故当時無職であり、また、札幌市では働きに出ていることが認められる(甲個39の1[5])が、それまでの間の就職活動の有無等について証拠上認定することはできないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	世帯が分離していた期間のうち平成23年3月20日から同年12月31日までの約9か月間の二重生活費用については、本件事故と相当因果関係が認められるから、1月当たり2万円(合計18万円)を39-1の損害と認める。				¥180,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	39-1が仙台市内に避難していた期間は短期間であって、一時帰宅費用を要したとは認められない。39-2、3の避難継続の相当性が認められる平成23年3月14日から同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は、3回であり、1回の一時帰宅に要する費用として、福島県と宮城県をその他交通機関で往復する場合の費用1万8000円を39-2の損害と認める(なお、39-2、3が仙台市から東京都へ移動したことが認められるが、その時期は明らかではなく、東京都と福島県を往復することを前提とした一時帰宅費用は認められない。)。一方、39-3は2歳以下であるから、一時帰宅費用を要したとは認められない。				¥0	¥54,000	¥0	¥0
面会費用	¥820,000	平成23年3月20日から同年12月31日の間に相当と認められる面会回数は6回であり、1回の面会に要する費用として、福島県と宮城県をその他交通機関で往復する場合の1万8000円を39-1の損害と認める(なお、39-2、3が仙台市から東京都へ移動したことが認められるが、その時期は明らかではなく、東京都と福島県を往復することを前提とした面会費用は認められない。)。)				¥108,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	代表世帯31が主張する面会交通費を世帯番号39が支出したとは証拠上認定できない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	39-1~3に各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥66,924,700					¥615,012	¥363,000	¥300,000	¥0
既払額						¥3,301,066	¥760,000	¥1,200,000	¥0
損害額合計	¥60,000,000					¥-2,686,054	¥-397,000	¥-900,000	¥0
弁護士費用	¥6,000,000					¥-268,605	¥-39,700	¥-90,000	¥0
認容額						¥-2,954,659	¥-436,700	¥-990,000	¥0

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
40	40-1	40歳（平成23年4月の避難時）	福島市	自主避難	千葉市等	
避難の相当性	40-1は、本件事故当時、福島市内の市営住宅で当時の妻（以下、この表において「妻」という。）及び二人の子（以下、この表において、二人の子を併せて「子ら」という。）と生活していた（なお、妻とは平成25年12月に離婚した。）。本件事故後、危険な場所を離れたらと思い、平成23年3月19日、40-1は妻及び子らと共に千葉市内の40-1の兄の家へ自家用車で避難し、同月27日、福島市の自宅に戻った。その後少なくとも2回は40-1の兄の家と自宅とを往復した。40-1は、同年4月29日、妻及び子らと共に、自家用車で札幌市へ向けて避難を開始し、同日は青森県内のホテルの1室に4人で宿泊し、翌30日札幌市内の雇用促進住宅に避難した（甲個40の1〔4,8~10〕）。自主避難区域である福島市から、平成23年12月31日以前に行われた上記避難は、いずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯52）	損害認定の判断理由				原告番号 40-1
避難交通費	¥104,000	避難に要した交通費のうち、必要かつ合理的な範囲として、福島県と千葉県を自家用車で往復した場合の交通費3万6000円と、福島県と北海道をその他交通機関で移動した場合の4万1000円を認める。				¥77,000
宿泊費	¥24,000	千葉県への避難時は40-1の兄の家に宿泊しており（甲個40の1〔8〕）、宿泊費を要したとは認められない。平成23年4月29日に青森県内のホテルに1泊有償宿泊しているから（甲個40の1〔10〕）、1万円を損害と認める。				¥10,000
転居費用	¥150,000	15万円を損害と認める。				¥150,000
家財道具費用	¥12,498,700					
食費	¥1,050,000					¥0
住居費	¥1,763,000	本件事故前は福島市内の市営住宅に居住し、札幌市に避難後は札幌市内の雇用促進住宅に居住し、最初の雇用促進住宅にエレベーター設備がなかったため、平成23年6月25日以降は札幌市内の別の雇用促進住宅で居住していたことが認められる（甲個40の1〔4,10,13〕）。しかしながら、いずれの住居においても住居費についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0
就労不能損害	¥13,874,602	就労不能損害が生じたことについて具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
転職費用	¥37,167	40-1は下半身不随で左腕運動障害があり、障害者等級1級の認定を受けている。40-1は本件事故時就職活動をしていたが、障害者を雇用してくれる就職先がなかなか見つからず、無職であった。避難後も就職活動を続けたが、就職先は見つからなかった（甲個40の1〔4,6,17〕）。以上の事実によれば、転職費用は本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。				¥0
二重生活費用	¥60,000	避難前後を通じて妻及び子らと同居しており、二重生活費用を要したとは認められない。				¥0
通信費	¥700,000					¥0
一時帰宅費用	¥388,000	平成23年6月11日に一度福島県に戻り、同月24日、自家用車に荷物を載せ北海道へ移動した（甲個40の1〔10,11〕）。避難継続の相当性が認められる同年4月29日から同年12月31日までの約8か月間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であるところ、上記事実によれば、少なくとも1回の片道は自家用車で移動したと認められる。そうすると、一度の一時帰宅に要する交通費は、自家用車以外の交通機関を利用した場合は片道4万1000円、自家用車を利用した場合は片道6万3000円であるから、一時帰宅に要した交通費として合計18万6000円（4万1000円×3+6万3000円×1）を損害と認める。また、同年6月11日に一時帰宅し、札幌市へ戻ってくる際に青森県内で有償宿泊をしたことが認められ（甲個40の1〔11〕）、1泊であったと推認されるから、一時帰宅に伴う宿泊費として1万円を損害と認める。				¥196,000
面会費用	¥0					¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する美容室開業費用、面会交通費の負担、借家の修繕費用を支出したとは認められない。				¥0
慰謝料	¥10,000,000	30万円を損害と認める。				¥300,000
合計額	¥43,792,169					¥733,000
既払額						¥1,084,445
損害額合計	¥15,000,000					¥-351,445
弁護士費用	¥1,500,000					¥-35,144
認容額						¥-386,589